

政治団体の手引き

令和5年1月

滋賀県選挙管理委員会

政治団体の手引き

令和5年1月

滋賀県選挙管理委員会

政治団体の主な提出書類、提出部数および提出先

(1) 主な届出書類

届出書類	団体の種類			その他の政治団体			資金管理団体				特定パーティー開催団体			掲載頁
	設立	異動	解散	設立	異動	解散	設立(指定)	異動	取消	解散	設立	異動	中止の場合	
設立届	●			●			●				●			4
異動届		●			●			●				●		14
解散届			●			●				●			●	18
資金管理団体指定届							●							21
資金管理団体異動届								●						23
資金管理団体指定取消届									●					25
資金管理団体でなくなった旨の届										●				27
特定パーティー開催計画書等											●			—
規約・綱領等	●	※		●	※		●	※						8
国会議員関係政治団体に該当する旨の通知				☆	☆		☆	☆						10
被推薦書				★ または	※		★ または	※						11
国会議員氏名届				★	※		★	※						—
政党の状況等に関する届	●	※												12
支部証明書	●	○												13
国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知					▲			▲						17
収支報告書	全ての政治団体は、12月31日現在（1年間分）の収支を翌年3月31日（国会議員関係政治団体にあつては5月31日）までに報告する。（解散時も提出）													

注1) ●印は、必ず提出すること。

注2) ○印は、異動事項が「政治団体の名称」「主たる事務所の所在地」「主たる活動区域」「支部の単位」である場合のみ添付すること。

注3) ☆印は、課税上の優遇措置「有」で特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦・支持することを本来の目的とする団体（国会議員関係政治団体（2号団体））となる場合またはその内容に異動がある場合に添付すること。

注4) ★印は、課税上の優遇措置「有」の場合のみ添付すること。なお、政治資金規正法第3条第1項第1号該当団体で国会議員が主宰する団体または主要な構成員が国会議員である団体にあつては国会議員氏名届を、それ以外の政治団体（国会議員関係政治団体（2号団体）を除く。）にあつては被推薦書を添付すること。

注5) ※は、各々その内容が異動した場合に添付すること。

注6) 「資金管理団体でなくなった旨の届」は、資金管理団体の解散以外にも必要となる場合があるため注意すること。

【P27「資金管理団体でなくなった旨の届」参照】

注7) ▲印は、国会議員関係政治団体（2号団体）が、国会議員関係政治団体（2号団体）に該当しなくなった場合に異動届に添付して提出すること。

(2) 提出部数

県所管団体 1部 大臣所管団体 2部

ただし、収支報告書については、

県所管団体 2部（領収書写しは1部） 大臣所管団体 3部（領収書写しは2部）

(3) 提出先

政治団体の主たる事務所の所在地	提出先
大津市	大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁(総務部市町振興課)内 滋賀県選挙管理委員会事務局 TEL 077-528-3239
草津市・守山市・栗東市・野洲市	草津市草津三丁目14-75 滋賀県南部合同庁舎南部総務経理係内 滋賀県選挙管理委員会南部出張所 TEL 077-567-5402
甲賀市・湖南市	甲賀市水口町水口6200 滋賀県甲賀合同庁舎甲賀総務経理係内 滋賀県選挙管理委員会甲賀出張所 TEL 0748-63-6108
近江八幡市・東近江市・蒲生郡	東近江市八日市緑町7-23 滋賀県東近江合同庁舎東近江総務経理係内 滋賀県選挙管理委員会東近江出張所 TEL 0748-22-7705
彦根市・愛知郡・犬上郡	彦根市元町4-1 滋賀県湖東合同庁舎湖東総務経理係内 滋賀県選挙管理委員会湖東出張所 TEL 0749-27-2201
長浜市・米原市	長浜市平方町1152-2 滋賀県湖北合同庁舎湖北総務経理係内 滋賀県選挙管理委員会湖北出張所 TEL 0749-65-6603
高島市	高島市今津町今津1758 滋賀県高島合同庁舎高島総務経理係内 滋賀県選挙管理委員会高島出張所 TEL 0740-22-6013

目 次

政治団体の主な提出書類、提出部数および提出先

はじめに

1	政治資金規正法の意義	1
2	政治団体の種類	2
	政治団体とは	2
	政治団体とみなされるものとは	3
3	政治団体設立の届出	4
4	政治団体届出事項の異動届	14
5	政治団体解散届	18
6	資金管理団体指定届	21
7	資金管理団体届出事項の異動届	23
8	資金管理団体指定取消届	25
9	資金管理団体でなくなった旨の届	27
10	寄附に関する制限	29
11	政治資金パーティー	43
12	特定パーティー開催団体の届出	44
13	政治資金と税	46
14	政治活動用立札・看板の類の証紙の交付について（県選挙管理委員会所管分）	49
15	政治団体の会計・経理	56
	各種様式集	67

はじめに

この手引は、政治団体の設立・異動等に必要な書類の作成方法や手続を説明し、併せて、政治資金規正法および公職選挙法の寄附の制限等について、できるだけ分かりやすく解説したものです。

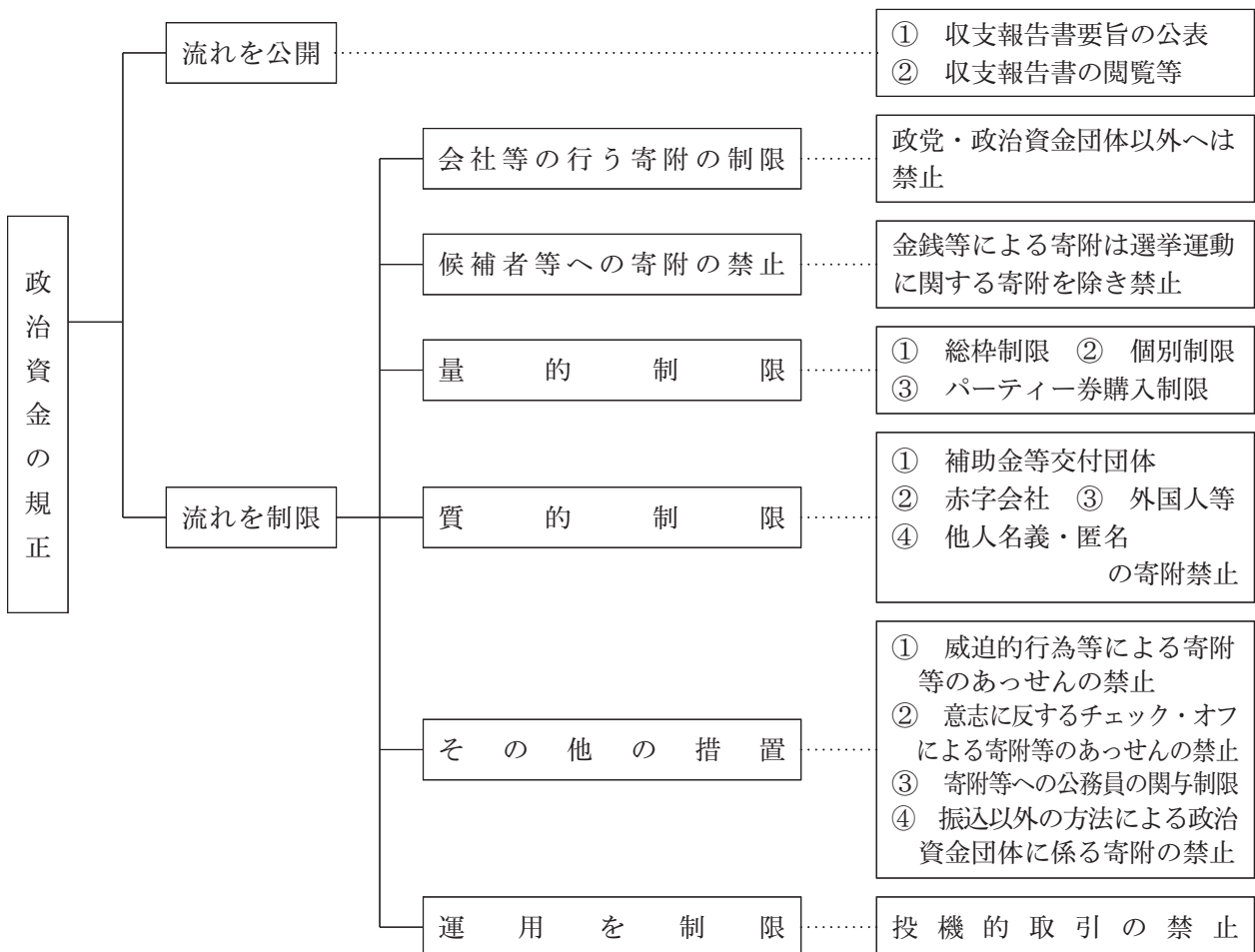
政治資金制度の内容を理解いただき、公明・公正な政治活動の指針として活用されるようお願いいたします。

1 政治資金規正法の意義

政治資金規正法は、政治活動の担い手として極めて重要な機能を果たしている政党、政治団体および公職の候補者（注）の政治活動に伴う政治資金の規正を通じて、政治活動の公明と公正を確保しようとするものであり、政党や政治団体の設立の届出など一定の届出義務を課すとともに、政治資金の収支の状況を国民の前に公開し、さらに政治資金の授受について量的にも制限を設ける等、種々の規正措置を講ずることによって、ガラス張りの政治を目指すことを目的としています。

（注） 「公職の候補者」とは、衆議院議員、参議院議員ならびに地方公共団体の議会の議員および長の職に候補者として届出があった者をいいますが、当該候補者となろうとする者および現にこれらの職にある者も含まれます。

－ 政治資金の具体的な規正 －



2 政治団体の種類

政治資金規正法における政治団体には、大きく「政治団体」と「政治団体とみなされるもの」があります。これらは各々目的や構成員等により具体的に次のように分類されます。

政治団体とは

政治団体とは、次のⅠ～Ⅲのいずれかに該当する団体をいいます。

また、政治団体には次の(1)～(6)の種類があります。

- Ⅰ 政治上の主義もしくは施策を推進し、支持し、またはこれに反対することを本来の目的とする団体。
- Ⅱ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、またはこれに反対することを本来の目的とする団体。（いわゆる「後援会」）
- Ⅲ 上記Ⅰ、Ⅱの行為を主たる活動として、組織的かつ継続的に行う団体。

(注) 文化団体、経済団体および労働団体であっても、事実上Ⅰ・Ⅱの活動が主たる部分を占めており、かつその活動が組織的、継続的である場合は、政治団体として取り扱われます。しかし、これらの団体が選挙時にたまたま特定の候補者を支持するような場合には、政治資金規正法上は政治団体として取り扱われません。

この場合、政治団体ではなく公職選挙法上の「政治活動を行う団体」として、選挙時の政治活動が規制される場合があります。

(1) 政 党

政党とは、政治団体のうち、次のいずれかの要件に該当するものをいいます。

- ① 国会議員を5人以上有するもの。
- ② 前回の衆議院議員総選挙、前回または前々回の参議院議員通常選挙のいずれかの全国を通じた得票率が2%以上であるもの。

(2) 政党の支部

政党支部を設ける場合は、一以上の市町村の区域または公職選挙法に規定する選挙区の区域を単位として設立することになります。

この区域に満たない場合の政党支部は、名称の如何にかかわらず「その他の政治団体」の扱いとなります。

(3) その他の政治団体

政治資金規正法では、政治団体のうち、政党（政党支部を含む）を除く団体をその他の政治団体として、政党と明確に区分しています。

(4) 政治団体の支部

- ① 政治団体が支部を有する場合、原則として本部・支部は各々一つの政治団体とみなされます。したがって、支部にあっても設立の届出、会計帳簿の備え付け、帳簿の記載および収支報告書の提出等をしなければなりません。

ただし、寄附の授受の制限に関しては、本部・支部を通じて一つの政治団体とみなされます。

- ② 政治資金規正法にいう「支部」とは、おおむね次の要件を備えたものをいいます。
 - (ア) 本部の規約等に規定されたその組織の単位組織であり、本部と主従の関係にあること。
 - (イ) 本部の指揮総括の下に、一定の範囲で自主的に政治活動をすることが認められていること。

(ウ) 会計について、一定の範囲で独自に金銭等の授受を行える状況にあること。

- ③ ②の要件を満たさない下部組織(会計上独立していないものおよび単なる事務連絡所的なものなど)は、政治資金規正法上の「政治団体の支部」とはなりません。

したがって、この下部組織の行った収入・支出は、上部組織が行ったものとなりますので、収支報告書は上部組織、下部組織を合わせた分を報告することになります。

(5) 資金管理団体

公職の候補者のために、政治資金の拠出を受け、その政治資金を取り扱う政治団体で、当該公職の候補者の指定を受けたものです。

公職の候補者一人につき一団体に限られ、その代表者は公職の候補者自身であることが必要で、指定したときは「資金管理団体指定届」を提出します。

(6) 国会議員関係政治団体

国会議員関係政治団体とは、政治団体(政党、政治資金団体および政策研究団体を除く。)のうち、次のいずれかに該当する政治団体をいいます。

- ① 国会議員に係る公職の候補者が、代表者である政治団体(1号団体)
- ② 租税特別措置法第41条の18第1項第4号に該当する政治団体(いわゆる寄附金控除制度の適用を受ける政治団体)のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、または支持することを本来の目的とする政治団体(2号団体)

また、政党の支部で、国会議員に係る選挙区の区域または選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者であるものは、①の政治団体とみなされます。

政治団体とみなされるものとは

本来の政治団体に該当しない団体であっても、俗に政策研究団体や派閥等といわれる団体や政党・政治団体のために政治資金を収集する団体については、これを政治団体とみなして政治資金規正法を適用することとされています。

政治団体とみなされるものとは、次の(1)～(3)の種類があります。

(1) 政策研究団体

政治上の主義または施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの、またはその主要な構成員が国会議員であるもの。

(2) 政治資金団体

政党のために資金上の援助をする目的を有する団体で、政党が政治資金団体となるべきものとして指定し、その旨を総務大臣に届出したもの。(一政党につき一団体に限る。)

(3) 特定パーティー開催団体

政治団体以外の者が、特定パーティー(パーティーの対価に係る収入が、1,000万円以上になると見込まれる政治資金パーティー)を開催する場合には、特定パーティーを開催しようとするときから政治団体とみなし、事前に設立の届が必要となります。【P44「特定パーティー開催団体の届出」参照】

3 政治団体設立の届出

(1) 設 立 届

政治団体は、設立の日から7日以内に、郵便等によることなく文書（直渡し）で、設立届を提出する必要があります。

この届出がされた後でなければ、政治活動（選挙運動を含む）のために、寄附を受けたり支出をしたりすることはできません。

【届出事項】

- 団体の名称
- 目 的
- 組織年月日
- 主たる事務所の所在地
- 主としてその活動を行う区域
- 政党・政治資金団体・その他の政治団体等の区分
- 国会議員関係政治団体の区分
- 代表者・会計責任者・会計責任者の職務代行者の氏名、住所、生年月日、選任年月日
- 支部の有無
- 課税上の優遇措置の適用関係の有無
- 公職の候補者の氏名・公職の種類（国会議員関係政治団体のみ）

なお、役員のうち、代表者と会計責任者を兼務することは差し支えありませんが、会計責任者とその職務代行者の兼務はできません。

(2) 添付書類

添付書類	添付が必要となる団体	説明
規約・綱領等	全ての団体	<p>設立届を提出する際には、規約・綱領等、名称の如何を問わず、その団体の目的、組織、運営に関して定めたものが必要です。</p>
国会議員氏名届または国会議員関係政治団体に該当する旨の通知もしくは被推薦書	課税上の優遇措置の適用関係「有」の団体	<p>課税上の優遇措置の適用関係の「有」の団体は、次の4種類です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 政党（支部を含む） ② 政治資金団体 ③ 国会議員が主宰する団体または主要な構成員が国会議員である団体 ④ 国会議員、知事、県議会議員（いずれも現職だけでなく候補者等を含む。）を推薦・支持することを本来の目的とする団体 <p>このうち①②の団体は当然に優遇措置の適用関係「有」となりますが、③④の団体が優遇措置の適用関係「有」となるには、③においては、主宰者または主要な構成員である国会議員の氏名を記載した「国会議員氏名届」が、④においては、国会議員にかかる公職の候補者を推薦・支持することを本来の目的とする団体にあつては、当該公職の候補者からの「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」が、知事および県議会議員にかかる公職の候補者を推薦・支持することを本来の目的とする団体にあつては、当該公職の候補者が当該団体から推薦・支持されていることを承諾する旨を記載した「被推薦書」が各々必要です。</p>
政党の状況等に関する届	政党の支部	<p>政党本部の状況等を届け出る「政党の状況等に関する届」が必要です。</p>
支部証明書	政党の支部	<p>政党本部が証明する「支部証明書」が必要です。</p>

政治団体設立届

令和 5 年 1 月 6 日—①

総務大臣様
滋賀県選挙管理委員会

②— 政治団体の名称 **甲野太郎後援会**
事務所の所在地 **大津市京町四丁目1番1号 乙山次郎方**
代表者の氏名 **乙山 次郎** (乙山)

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

③—	名称 (ふりがな)	このたろうこうえんかい 甲野太郎後援会		政治団体の区分	
				<input type="checkbox"/> 政党の支部 <input type="checkbox"/> 政治資金団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	
				国会議員関係政治団体の区分	
				<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
	目的	別紙のとおり	組織年月日	令和 5 年 1 月 1 日	
⑦—	主たる事務所の所在地	(〒 520-8577) (電話 077-528-XXXX) 大津市京町四丁目1番1号 乙山次郎方			
	主たる活動区域	滋賀県内			
⑧—	代表者	氏名(ふりがな)	〒・住所・電話	(生年月日)	(選任年月日)
		おつやま じろう 乙山 次郎	(〒 520-8577) 大津市京町四丁目1番1号 (電話 077-528-XXXX)	S40・10・10	R5・1・1
		へいかわ さぶろう 丙川 三郎	(〒 525-0034) 草津市草津三丁目14番75号 (電話 077-567-XXXX)	S39・9・9	R5・1・1
	会計責任者の職務代行者	ていの しろう 丁野 四郎	(〒 528-0032) 甲賀市水口町水口6200番地 (電話 0748-63-XXXX)	S38・8・8	R5・1・1
⑨—	支部の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	課税上の優遇措置の適用関係の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	⑩
	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類			
	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名(ふりがな)	公職の候補者に係る公職の種類		

【記入上の注意事項】

- ① 届出年月日は提出の年月日を記入すること。
- ② 政治団体の名称、事務所の所在地、代表者の氏名を記入すること。
政治団体の支部を設立する場合は、支部の名称に加え、本部の名称を「(本部) ○○」の例により記入すること。
- ③ 政治団体の名称（必ずふりがなを付けること）を記入すること。
- ④ 該当する政治団体の区分の「□」に「レ」を記入すること。
- ⑤ 国会議員関係政治団体である場合は、該当する区分の「□」に「レ」を記入すること。
- ⑥ 設立年月日を記入すること。
- ⑦ 主たる事務所の所在地を記入すること。番号・番地は正確に記載し○○方・○○ビル○号室まで詳しく記入すること。
- ⑧ 代表者、会計責任者、会計責任者の職務代行者の氏名（ふりがな）、住所、生年月日、選任年月日を記入すること。
なお、会計責任者と会計責任者の職務代行者を同一の者が兼ねることはできません。
- ⑨ 政治団体が規約、会則等でその政治団体の組織の一部として、本部の指揮総括の下に支部を設けているか否か等により、有または無の「□」に「レ」を記入すること。
- ⑩ 課税上の優遇措置が適用される団体であるか否かにより、有または無の「□」に「レ」を記入すること。（同措置の適用関係→【P5「政治団体設立の届出」(2)参照】）
- ⑪ 国会議員関係政治団体である場合は、政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあつては代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあつては公職の候補者の氏名および公職の候補者に係る公職の種類を該当欄に記入すること。また、公職の種類は、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者および候補者になろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」というように記入すること。

【提出の際の注意事項】

提出の際は、代表者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示または提出、代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面（委任状など）および本人確認書類の提示または提出が必要です。ただし、代表者本人の署名または記名押印による場合は、これらの書面の提示または提出は必要ありません。

甲野太郎後援会規約

(名称・事務所の所在地)

第1条 本会は、甲野太郎後援会と称し、主たる事務所を大津市内におく。

(目的)

第2条 本会は、国政の発展と国民生活の向上のために尽力している〇〇議員甲野太郎氏の政治活動を後援することを本来の目的とし、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) …

(2) …

・

・

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同し、入会を希望する者をもって構成する。

(入会の手続き)

第5条 本会への入会手続きは、…

(退会の手続き)

第6条 本会の退会の手続きは、…

(役員)

第7条 本会に、次の役員をおく。

(1) 会 長 1名

(2) 副 会 長 〇名

(3) 幹 事 〇名

(4) 会 計 責 任 者 1名

(5) 同 職 務 代 行 者 1名

(6) 監 事 〇名

(役員を選出および任期)

第8条

1 役員は総会において選出する。

2 役員任期は〇年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 会長は、…

(2) 副会長は、…

・
・

(顧問および参与)

第10条 本会には、顧問および参与を設けることができる。その選任については・・・
(総会)

第11条

- 1 会長は、毎年〇回の通常総会、その他必要に応じて臨時総会を招集することができる。
- 2 総会の定足数は会員の過半数とし、議事は出席者の過半数をもって決する。
(役員会)

第12条

- 1 会長は、必要に応じ役員会を招集する。
- 2 役員会は、・・・・・・・・
(経費)

第13条 本会の経費は、会費(年額〇〇〇〇円)、寄附金その他の収入をもって充当する。
(会計年度)

第14条

- 1 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
- 2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。
(規約の改廃)

第15条 本規約の改廃は、総会において決定する。
(補則)

第16条 本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附 則

本規約は、令和5年1月1日から施行する。

└─ 組織年月日と一致させること。

国会議員関係政治団体に該当する旨の通知

令和 5 年 1 月 5 日

政治団体の名称 甲野太郎後援会

代表者の氏名 乙山 次郎 様

公職の種類 ○議院議員 (現職)

氏 名 甲野 太郎 (印)

住 所 大津市大津三丁目1番1号

貴団体は、私を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体として、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に令和 5 年 1 月 1 日から該当するため同法第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をする必要があるため、同法第19条の8第1項の規定により通知します。

(備 考)

- 1 「公職の種類」には、衆議院議員または参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員 (現職)」、その職の候補者および候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員 (候補者等)」の例により記載すること。
- 2 「氏名」欄は、記名押印または署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 国会議員関係政治団体に該当することとなった年月日には、衆議院議員もしくは参議院議員に係る公職の候補者となった日または政治団体から本来の目的として推薦し、もしくは支持されることとなった日のいずれか遅い日を記載すること。
- 4 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類および異動年月日を「衆議院議員 (候補者等) (〇年〇月〇日から)」の例により記載すること。

被 推 薦 書

令和 5 年 1 月 5 日

政治団体の名称 甲野太郎後援会

代表者の氏名 乙山 次郎 様

公職の種類 ○議院議員（現職）

氏 名 甲野 太郎 (印)

住 所 大津市大津三丁目1番1号

私は、令和 5 年 1 月 1 日から貴団体の推薦（支持）を受けています。

（備 考）

- 1 「公職の種類」には、都道府県の議会の議員または長の区分により、その職にある者にあつては「滋賀県議会議員（現職）」、その職の候補者および候補者となろうとする者にあつては「滋賀県議会議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 2 「氏名」欄は、記名押印または署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 被推薦者が多数の場合には、別紙として添付すること。
- 4 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類および異動年月日を「滋賀県議会議員（候補者等）（○年○月○日から）」の例により記載すること。

政党の状況等に関する届

令和 5 年 1 月 6 日

総務大臣様
滋賀県選挙管理委員会

政党の支部の名称 ○○党 ○○支部

本支部を支部とする政党の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

本支部を支部とする政党	名称	○○党
	主たる事務所の所在地	東京都千代田区○○町1丁目1番1号
	主たる活動区域	全国
1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部		<input checked="" type="checkbox"/>

(備考)

- 「本支部を支部とする政党」欄には、当該支部を支部とする政党の名称、主たる事務所の所在地および主としてその活動を行う区域を記載すること。
- 1以上の市町村の区域または選挙の区域を単位として設けられる支部にあつては、「□」内に「✓」を記入すること。

支 部 証 明 書

政党の支部の名称 ○○党 ○○支部

主たる事務所の所在地 滋賀県○○市○○四丁目 / 番 / 号

主たる活動区域 滋賀県○○市

上記の支部は、本政党の 滋賀県○○市 を単位として設けられる支部であることを証明する。

令和 5 年 / 月 4 日

政 党 の 名 称 ○○党

主たる事務所の所在地 東京都千代田区○○町 / 丁目 / 番 / 号

代 表 者 の 氏 名 東京 太郎 

(備 考)

- 1 1以上の市町村の区域または選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「本政党の○○県○○市を単位として設けられる支部」というように記載すること。
- 2 「代表者の氏名」欄は、記名押印または署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

4 政治団体届出事項の異動届

(1) 異 動 届

政治団体は、届出事項に異動があった場合は、異動の日から7日以内に、郵便等によることなく文書（直渡し）で、「届出事項の異動届」を提出する必要があります。

(2) 添付書類等

異動事項によっては、異動届に次に掲げる添付書類（または届）が必要となります。

対象団体	異 動 の 内 容	添付書類（または届）
全ての団体	規約・綱領等のほか、既に提出されている添付書類の記載事項の異動	記載事項に異動があった添付書類について各々新・旧の書類（旧は写し）
課税上の優遇措置適用の対象となる団体	課税上の優遇措置の適用関係の異動（無から有へ）	国会議員氏名届または国会議員関係政治団体に該当する旨の通知もしくは被推薦書
政 党 の 支 部	名 称 主たる事務所の所在地 主たる活動区域 支部の単位 の異動	支部証明書
資 金 管 理 団 体	公職の種類 名 称 主たる事務所の所在地 代表者の氏名 の異動	資金管理団体届出事項の異動届 【P23 参照】
”	代 表 者 推薦・支持する者 代表者が公職の候補者でなくなる の異動	資金管理団体でなくなった旨の届 【P27 参照】
国会議員関係政治団体（2号団体）に該当することとなった団体	推薦・支持する者が国会議員に係る公職の候補者となる（課税上の優遇措置の適用関係が「有」の場合に限る）	国会議員関係政治団体に該当する旨の通知
国会議員関係政治団体（2号団体）に該当しなくなった団体	推薦・支持する者が国会議員に係る公職の候補者でなくなる（課税上の優遇措置の適用関係が「有」であった場合に限る）	国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知

(3) 提出先等の特例

主たる事務所の所在地および主たる活動区域の異動により、提出先が異なる場合があります。

異 動 の 内 容	提出先および提出書類
主たる事務所の所在地の異動 (従前の提出先の所管外への県内異動)	従前の提出先または県選挙管理委員会事務局へ異動届を提出してください。
主たる事務所の所在地の異動 (県内から県外への異動)	従前の提出先へ異動届を、異動先の都道府県選挙管理委員会へ設立届を提出してください。 なお、資金管理団体にあつては、それぞれ資金管理団体の異動届、指定届が必要です。
主たる活動区域の異動 (滋賀県内から2以上の都道府県へ異動)	従前の提出先へ異動届および設立届(2部)を提出してください。(設立届(うち1部)は県を経由して総務省へ送付します。) なお、資金管理団体にあつては、それぞれ異動届、指定届(2部)が必要です。

提出先については、【巻頭「政治団体の主な届出書類、提出部数および提出先」参照】

【記入上の注意事項】

- ① 届出年月日は提出の年月日を記入すること。
- ② 「政治団体の名称、事務所の所在地、代表者の氏名」については、異動後の名称等を記入すること。
- ③ 「1-(1)異動事項」欄は、該当する異動項目について○印を付けること。
なお、「その他」欄は、政治団体の区分、国会議員関係政治団体の区分、支部の有無、課税上の優遇措置の適用関係の有無、被推薦者、支部証明書（政党の支部のみ）、政党の状況等に関する届（政党の支部のみ）等に変更があった場合に、その旨を記入すること。
また、添付書類の記載に異動がある場合は、新の添付書類を提出するとともに旧の添付書類（写し）を提出すること。
- ④ 「1-(2)異動年月日」欄は、異動の年月日を記入すること。
複数の項目の異動について異動年月日が項目ごとに異なる場合は、適宜二段書きとする等項目ごとの異動年月日が分かるように記入すること。
- ⑤ 「2-(1)新」欄は、異動した事項のみ記入すること。代表者、会計責任者、会計責任者の職務代行者についてはふりがな、生年月日、選任年月日についても漏れなく記入すること。この場合の選任年月日は、1-(2)の異動年月日と一致するものであること。
なお、会計責任者と会計責任者の職務代行者を同一の者が兼ねることはできないので、異動の際には同一の者が兼ねることのないよう選任には十分注意すること。
- ⑥ 「2-(2)旧」欄は、異動前の内容を記入すること。

【提出の際の注意事項】

提出の際は、代表者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示または提出、代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面（委任状など）および本人確認書類の提示または提出が必要です。ただし、代表者本人の署名または記名押印による場合は、これらの書面の提示または提出は必要ありません。

届出事項等の異動届

令和 5 年 3 月 5 日—①

総 務 大 臣
滋賀県選挙管理委員会 様

②— { 政治団体の名称 **甲野太郎後援会**
事務所の所在地 **東近江市八日市緑町7番23号 滋賀太郎方**
代表者の氏名 **滋賀 太郎** 滋賀

{ 政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項
政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容 } に異動があったので、同法

第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動事項および異動年月日

- ③— (1) 異動事項……① 名 称 ② 事務所の所在地 ③ 代 表 者 ④ 会計責任者
⑤ 会計責任者の職務代行者 ⑥ 綱領、党則、規約
⑦ その他 (**活動区域**)
- ④— (2) 異動年月日……令和 5 年 3 月 1 日

2 内 容

(1) 新

⑤	ふりがな 名 称				
	事務所の 所 在 地	(〒 527 - 0023) 東近江市八日市緑町7番23号 滋賀 太郎 方		(電話 0748 - 22 - 0000)	
	代 表 者	(氏名 ふりがな) し が 滋賀 太郎	(住所) 〒 527 - 0023 東近江市八日市緑町7番23号 (電話 0748 - 22 - 0000)	(生年月日) S12・12・12	(選任年月日) R5・3・1
	会計責任者	(氏名 ふりがな)	(住所) 〒 -	(生年月日)	(選任年月日)
	会計責任者の 職務代行者	(氏名 ふりがな)	(住所) 〒 -	(生年月日)	(選任年月日)
	そ の 他	全国			

(2) 旧

⑥	ふりがな 名 称				
	事務所の 所 在 地	(〒 520 - 8577) 大津市京町四丁目1番1号 乙山 次郎 方		(電話 077 - 528 - 0000)	
	代 表 者	(氏名 ふりがな) おつやま 乙山 次郎	(住所) 〒 520 - 8577 大津市京町四丁目1番1号 (電話 077 - 528 - 0000)	(生年月日) S10・10・10	(選任年月日) R5・1・1
	会計責任者	(氏名 ふりがな)	(住所) 〒 -	(生年月日)	(選任年月日)
	会計責任者の 職務代行者	(氏名 ふりがな)	(住所) 〒 -	(生年月日)	(選任年月日)
	そ の 他	滋賀県内			

国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知

令和 5 年 3 月 31 日

政治団体の名称 甲野太郎後援会

代表者の氏名 滋賀 太郎 様

氏 名 甲野 太郎 (印)

住 所 大津市京町三丁目1番1号

私が、衆議院議員または参議院議員に係る公職の候補者でなくなったことにより、貴団体は、令和 5 年 3 月 12 日に政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体に該当しなくなったため同法第 7 条第 1 項の規定による届出をする必要があるため、同法第 19 条の 8 第 2 項の規定により通知します。

(備 考)

- 1 この通知は、法第 19 条の 8 第 1 項の規定による通知をした者が行うこと。
- 2 「氏名」欄は、記名押印または署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 国会議員関係政治団体に該当しなくなった年月日には、衆議院議員または参議院議員に係る公職の候補者でなくなった日を記載すること。

5 政治団体解散届

(1) 解 散 届

政治団体は解散(目的の変更等により政治団体でなくなったときを含む。以下同じ。)したときは、その日から30日以内(国会議員関係政治団体にあつては60日以内)に、解散届を提出する必要があります。

(2) 添付書類等

解散届には、次に掲げる添付書類(または届)が必要となります。

対 象 団 体	添 付 書 類 (または 届)	説 明
全 て の 団 体	解 散 当 日 ま だ の 収 支 報 告 書	①解散前年分までの未提出の収支報告書および②解散した年における解散日までの収支報告書の添付が必要となります。 上の②の収支報告書は、最終ページの宣誓書に、会計責任者の氏名と併せて代表者の氏名の記載も必要となります。
資 金 管 理 団 体	資 金 管 理 団 体 で な く な っ た 旨 の 届	解散した団体が資金管理団体である場合には、解散届と併せて、左の届を提出してください。【P27「資金管理団体でなくなった旨の届」参照】
国 会 議 員 関 係 政 治 団 体	政 治 資 金 監 査 報 告 書	解散した団体が国会議員関係政治団体である場合には、解散届に添付する解散日までの収支報告書について、登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書の添付が必要となります。

【提出の際の注意事項】

提出の際は、代表者および会計責任者が提出する場合にあつては本人確認書類の提示または提出、これらの者の代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面(委任状など)および本人確認書類の提示または提出が必要です。ただし、代表者および会計責任者本人の署名または記名押印による場合は、これらの書面の提示または提出は必要ありません。

政治団体 ~~目的解消~~ 解散届

令和 5 年 12 月 5 日

総務大臣
滋賀県選挙管理委員会 様

政治団体の名称 甲野太郎後援会
事務所の所在地 東近江市八日市緑町7番23号 滋賀太郎方
代表者の氏名 滋賀 太郎 (滋賀)
会計責任者の氏名 丙川 三郎 (丙川)

令和 5 年 12 月 1 日に解散した ~~政治団体でなくなった~~ ので、政治資金規正法第 17 条第 1 項の規定により届け出ます。

(備考)

- 1 「解散」または「目的解消」および「解散した」または「政治団体でなくなった」は、いずれか不要文字を抹消すること。
- 2 代表者および会計責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示または提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面および本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、代表者および会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 この届出をする場合には、同時に、法第 17 条第 1 項に規定する収入および支出ならびに資産等に関する事項を記載した報告書を提出すること。

【収支報告書の最終ページ】

(その 20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 12 月 5 日

政治団体の名称 **甲野太郎後援会**

会計責任者の氏名 **丙川 三郎**

(解散年のみ記入)
代表者の氏名 **滋賀 太郎**

丙川

滋賀

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合には本人確認書類の提示または提出を、その代理人が提出する場合には当該代理人の権限を証する書面および本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名または記名押印による場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者および会計責任者本人が提出する場合には本人確認書類の提示または提出を、これらの者の代理人が提出する場合には当該代理人の権限を証する書面および本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、代表者および会計責任者本人の署名または記名押印による場合は、この限りでない。

6 資金管理団体指定届

(1) 指 定 届

公職の候補者は、資金管理団体の指定をした場合は、指定の日から7日以内に文書で指定届を提出する必要があります。

公職の候補者は、次の要件を満たす政治団体のうちから1人1団体に限り資金管理団体を指定することができます。

- ① 当該公職の候補者が代表者を務める団体であること。
- ② 【P2「政治団体の種類」】中、「政治団体とは」のⅠまたはⅡ（当該公職の候補者を推薦し、または支持することを本来の目的としている団体に限る。）に該当する団体であること。

【記入上の注意事項】

- ① 届出年月日は提出の年月日を記入すること。
- ② 届出者の「氏名・住所」は、当該政治団体を資金管理団体として指定した公職の候補者の氏名・住所を記入すること。
- ③ 指定年月日は、当該政治団体を資金管理団体として指定した年月日を記入すること。
- ④ 「資金管理団体の名称」は、当該政治団体が総務大臣または当委員会に届け出た正式名称を記入すること。（略称・通称等は不可。）
- ⑤ 「主たる事務所の所在地」は、当該政治団体が総務大臣または当委員会に届け出た所在地を記入すること。
- ⑥ 「代表者の氏名」は、当該政治団体が総務大臣または当委員会に届け出た代表者の氏名を記入すること。

【提出の際の注意事項】

提出の際は、公職の候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示または提出、代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面（委任状など）および本人確認書類の提示または提出が必要です。ただし、公職の候補者本人の署名または記名押印による場合は、これらの書類の提示または提出は必要ありません。

資金管理団体指定届

令和 5 年 4 月 4 日—①

総務大臣
滋賀県選挙管理委員会 様

公職の種類 ○○議員滋賀県第○選挙区(現職)

②— { 氏名 山野 四郎
住所 長浜市平方町 1152 番 2 号

山野

③— { 令和 5 年 4 月 1 日に資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、政治資金
規正法第 19 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

④—	資金管理団体の名称	山野四郎後援会
⑤—	主たる事務所の所在地	彦根市元町 4 番 1 号
⑥—	代表者の氏名	山野 四郎

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 5 年 4 月 4 日

氏名 山野 四郎

山野

(備考)

- 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面および本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 「公職の種類」欄には、衆議院議員、参議院議員または地方公共団体の議会の議員もしくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあつては「衆議院議員 滋賀県第○区選挙区(現職)」、その職の候補者または候補者となろうとする者にあつては「滋賀県議会議員 ○○市選挙区(候補者等)」の例により記載すること。
- 資金管理団体として指定するに当たっては、政治資金規正法第 19 条の 2 の 2 の規定により、資金管理団体は、不動産(土地もしくは建物の所有権または建物の所有を目的とする地上権もしくは土地の賃借権をいう。)を取得し、または保有してはならないこととされていることに留意すること。

7 資金管理団体届出事項の異動届

(1) 異 動 届

資金管理団体の届出事項に異動があった場合は、異動の日から7日以内に、文書で資金管理団体届出事項の異動届の提出が必要となります。

(2) 政治団体届出事項の異動届の提出

資金管理団体の届出事項に異動があった場合は、同時に、政治団体としての届出事項の異動届も提出してください。(届出義務者は、両方とも同一人物です。)

なお、異動が「公職の種類」の場合で、当該政治団体が設立届・届出事項の異動届の際に提出した規約等の記載事項に異動がなければ、政治団体の届出事項の異動届は提出する必要はありません。

【記入上の注意事項】

- ① 届出年月日は提出の年月日を記入すること。
- ② 届出者の「氏名・住所」は、当該政治団体を資金管理団体として指定した公職の候補者の氏名・住所を記入すること。
- ③ 「1-(1)異動事項」欄は、該当する異動項目について○印を付けること。
- ④ 「1-(2)異動年月日」欄は、異動の年月日を記入すること。
複数の項目の異動について異動年月日が項目ごとに異なる場合は、適宜二段書きとする等項目ごとの異動年月日が分かるように記入すること。
- ⑤ 「2-(1)新」欄は、異動した事項のみ記入すること。
- ⑥ 「2-(2)旧」欄は、異動前の内容を記入すること。

【提出の際の注意事項】

提出の際は、資金管理団体の届出をした者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示または提出、代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面（委任状など）および本人確認書類の提示または提出が必要です。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名または記名押印による場合は、これらの書類の提示または提出は必要ありません。

資金管理団体届出事項の異動届

令和 5 年 6 月 5 日—①

総 務 大 臣
滋賀県選挙管理委員会 様

②— { 氏 名 山野 四郎 (山野)
住 所 長浜市平方町 1152 番 2 号
資金管理団体の名称 山野四郎を励ます会

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第 19 条第 3 項第 3 号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異動事項および異動年月日

- ③— (1) 異 動 事 項……① 公職の種類 ② 資金管理団体の名称
③ 主たる事務所の所在地 ④ 代表者
④— (2) 異動年月日……令和 5 年 6 月 1 日

内 容
(1) 新

⑤—

公 職 の 種 類	
資金管理団体の名称	山野四郎を励ます会
主たる事務所の所在地	彦根市和田町 41 番地
代 表 者 の 氏 名	

(2) 旧

⑥—

公 職 の 種 類	
資金管理団体の名称	山野四郎後援会
主たる事務所の所在地	彦根市元町 4 番 1 号
代 表 者 の 氏 名	

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 5 年 6 月 5 日

氏 名 山野 四郎

(山野)

8 資金管理団体指定取消届

(1) 取 消 届

資金管理団体の指定を取り消したときは、指定を取り消した日から7日以内に、指定の取消届を提出する必要があります。

【記入上の注意事項】

- ① 届出年月日は提出の年月日を記入すること。
- ② 届出者の「氏名・住所」は、当該政治団体を資金管理団体として指定した公職の候補者の氏名・住所を記入すること。
- ③ 取消年月日は、資金管理団体としての指定を取り消した年月日を記入すること。
- ④ 現在総務大臣または当委員会に届け出ている状況を記入すること。

【提出の際の注意事項】

提出の際は、資金管理団体の届出をした者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示または提出、代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面（委任状など）および本人確認書類の提示または提出が必要です。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名または記名押印による場合は、これらの書類の提示または提出は必要ありません。

資金管理団体指定取消届

令和 5 年 12 月 5 日—①

総務大臣様
滋賀県選挙管理委員会

②— { 氏名 山野 四郎 (山野)
住所 長浜市平方町 1152 番 2 号

③— { 令和 5 年 12 月 1 日に下記の政治団体に対する資金管理団体の指定を取り消したので、政治資金規正法第 19 条第 3 項第 1 号の規定により届け出ます。

記

④— 公職の種類	〇〇議員滋賀県第〇区選挙区 (現職)
資金管理団体の名称	山野四郎を励ます会
主たる事務所の所在地	彦根市和田町 41 番地

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 5 年 12 月 5 日

氏名 山野 四郎 (山野)

(備考)

- この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面および本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 「公職の種類」欄には、衆議院議員、参議院議員または地方公共団体の議会の議員もしくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあつては「衆議院議員 滋賀県第〇区選挙区 (現職)」、その職の候補者または候補者となろうとする者にあつては「滋賀県議会議員 〇〇市選挙区 (候補者等)」の例により記載すること。

9 資金管理団体でなくなった旨の届

(1) 資金管理団体でなくなった旨の届

資金管理団体の届出に関し次の①～⑥の事実が発生した場合は、取消届によることなく政治資金規正法第19条第3項第2号に該当する旨の届により、当該事実発生の日から7日以内にその旨を文書で届け出る必要があります。

- ① 資金管理団体の指定の届出をした者が、公職の候補者でなくなった場合。
- ② 資金管理団体の指定の届出をした者が、資金管理団体の指定をした政治団体(以下、「当該政治団体」という。)の代表者でなくなった場合。
- ③ 当該政治団体が解散した場合。
- ④ 当該政治団体が、【P2「政治団体の種類」】中、I・IIに該当する政治団体でなくなった場合。
- ⑤ 当該政治団体が、資金管理団体の指定の届出をした者以外の者を推薦し、もしくは支持することを本来の目的とする政治団体となった場合。
- ⑥ 資金管理団体の届出をした者が死亡した場合。

【記入上の注意事項】

- ① 届出年月日は提出の年月日を記入すること。
- ② 届出者の「氏名・住所」は、当該政治団体を資金管理団体として指定した公職の候補者の氏名・住所を記入すること。
- ③ 事実発生年月日は、その事実の発生した年月日を記入すること。
()には、「資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと」、「資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなったこと」、「解散したこと」または「法第19条第1項に規定する政治団体でなくなったこと」のいずれかを記載すること。資金管理団体の届出をした者が死亡した場合にあっては、「資金管理団体の届出をした者が死亡したこと」と記載すること。
- ④ 現在総務大臣または当委員会に届け出ている状況を記入すること。

【提出の際の注意事項】

提出の際は、資金管理団体の届出をした者(当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者)本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示または提出、代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面(委任状など)および本人確認書類の提示または提出が必要です。ただし、資金管理団体の届出をした者(当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者)本人の署名または記名押印による場合は、これらの書類の提示または提出は必要ありません。

資金管理団体でなくなった旨の届

令和 5 年 12 月 5 日—①

総 務 大 臣
滋賀県選挙管理委員会 様

②— { 氏 名 山野 四郎
住 所 長浜市平方町 1152 番 2 号

山野

③— { 下記の政治団体は、令和 5 年 12 月 1 日に（ 解散したこと ）により、資金管理団体でなくなったため、政治資金規正法第 19 条第 3 項第 2 号の規定により届け出ます。

記

④— 公 職 の 種 類	〇〇議員滋賀県第〇区選挙区（現職）
資金管理団体の名称	山野四郎を励ます会
主たる事務所の所在地	彦根市和田町 41 番地

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 5 年 12 月 5 日

氏 名 山野 四郎

山野

（備 考）

- 1 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。ただし、当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者が行うこと。
- 2 資金管理団体の届出をした者（当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者）本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面および本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者（当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者）本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 （ ）には、「資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと」、「資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなったこと」、「解散したこと」または「法第 19 条第 1 項に規定する政治団体でなくなったこと」のいずれかを記載すること。
- 4 資金管理団体の届出をした者が死亡した場合にあっては、（ ）内には「資金管理団体の届出をした者が死亡したこと」と記載すること。
- 5 「公職の種類」欄には、衆議院議員、参議院議員または地方公共団体の議会の議員もしくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者については「衆議院議員 滋賀県第〇区選挙区（現職）」、その職の候補者または候補者となろうとする者については「滋賀県議会議員 〇〇市選挙区（候補者等）」の例により記載すること。
- 6 法第 6 条の規定に基づく当該政治団体の届出事項に異動がある場合は、法第 7 条の規定に基づく当該政治団体に係る届出事項等の異動届を併せて提出すること。
- 7 当該政治団体が解散し、または目的の変更その他により政治団体でなくなったときは、法第 17 条第 1 項の規定に基づく解散届または目的解消届を併せて提出すること。

10 寄附に関する制限

(1) 寄附とは

政治資金規正法では、寄附とは、「金銭、物品その他の財産上の利益の供与または交付で、党費または会費その他債務の履行としてされるもの以外のもの」と定義されており、公職選挙法ではこれに「約束」も含めて定義しています。

(注) 「その他の財産上の利益」とは、有体物、無体物の別を問わず、電気・ガスはもちろん、債務の免除、労務の無償提供や事務所の無償提供等およそこれを受ける者にとって財産的価値のある一切のものをいいます。

さらに、公職選挙法では、花輪・供花・香典・祝儀・その他これに類するもの（餞別金・入学祝・卒業祝・お中元・お歳暮等）を含むことが明記されています。

「党費または会費」とは、政治団体の構成員（個人）が、その団体の党則・規約等に基づき、金銭上の債務の履行として負担するものであり、会社や法人その他の団体が負担するのは、たとえ党費・会費名目であっても寄附とみなされます。

政治資金規正法では、公職の候補者や政治団体の政治資金について一定の規制を加えていますが、公職選挙法では、公職の候補者や後援団体等が、当該選挙区内にある者に対して行う寄附等を規制しています。

(2) 寄附の量的制限

寄附の量的制限には、総枠制限と個別制限があります。

金銭等(注)によらない寄附（事務所・自動車・労務等の無償提供や物品…電気・ガスといった無体物も含む）も含めて、寄附の限度額内に限られます。

ただし、支部を有する政治団体は、本部・支部を通じて一の政治団体とみなされ、寄附の量的制限を受けることとなります。

何人も、この量的制限に違反する寄附を受けてはなりません。

(注) 金銭等

金銭および有価証券（小切手・手形・商品券・株券・公社債券等）

① 総枠制限

総枠制限とは、寄附をする側と寄附を受ける側の区分に応じた、寄附できる年間の総額についての制限であり、個人のする寄附の制限額は、政党・政治資金団体には年間2,000万円、その他の政治団体や公職の候補者には1,000万円で、あわせて1年間で3,000万円となっています。（公職の候補者への寄附については、選挙運動に関するものを除き金銭等によるものは禁止）

会社・労働組合・その他の団体のする寄附の制限額は、資本金・組合員数・前年経費の額に応じて、政党・政治資金団体へ年間750万円～1億円となっています。

政治団体のする寄附には総枠制限がありません。

② 個別制限

個別制限とは、同一の者から同一の者に対してする寄附の年間総額の制限であり、個人は、政党・政治資金団体への寄附に個別制限はありませんが、その他の政治団体および公職の候補者に対するものは年間150万円までと制限されています。(公職の候補者への寄附については、選挙運動に関するものを除き金銭等によるものは禁止)

会社・労働組合・その他の団体は、政党・政治資金団体への寄附に個別制限はありませんが、その他の政治団体への寄附は禁止されています。

公職の候補者が、自己資金を自分の指定した資金管理団体に寄附する場合には、総枠制限(1,000万円)のみで、個別制限はありません。

公職の候補者が、資金管理団体以外の政治団体へ自己資金を寄附する場合は、個別制限の年間150万円以内となります。

政治団体間(政党・政治資金団体を除く)でなされる寄附は、年間5,000万円までと制限されています。

③ 総枠制限および個別制限のないもの

次のものは、総枠制限および個別制限はありません。

(ア) 特定寄附

特定寄附とは、公職の候補者が政党から受けた政治活動に関する寄附を、自分の指定した資金管理団体へ寄附することです。

(イ) 個人が遺贈によってする寄附

寄附の量的制限

受領者	個人		会社・労働組合等の団体		政治団体			
	総枠制限	同一の受領者に対する個別制限	総枠制限	同一の受領者に対する個別制限	政党	政治資金団体	資金管理団体	その他
政治団体	党	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし			
	政治資金団体 (政党が指定)	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし			
	資金管理団体 (公職の候補者が指定)	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし			
	その他の政治団体の団体	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし			同一の政治団体に対し 年間 5,000万円 以内
公職の候補者 (政治家個人) (注1)	総枠制限 <A枠> 年間 2,000万円 以内	同一の受領者に対する個別制限	総枠制限 <B枠> 年間 1,000万円 以内 (注2)	同一の受領者に対する個別制限	一切禁止			
	総枠制限 <A枠> 年間 2,000万円 以内	同一の受領者に対する個別制限	総枠制限 <B枠> 年間 1,000万円 以内 (注2)	同一の受領者に対する個別制限	一切禁止			
	総枠制限 <A枠> 年間 2,000万円 以内	同一の受領者に対する個別制限	総枠制限 <B枠> 年間 1,000万円 以内 (注2)	同一の受領者に対する個別制限	一切禁止			
	総枠制限 <A枠> 年間 2,000万円 以内	同一の受領者に対する個別制限	総枠制限 <B枠> 年間 1,000万円 以内 (注2)	同一の受領者に対する個別制限	一切禁止			

//// 部分：口座振込に限定（1,000円以下の寄附及び不動産の譲渡または貸付け（地上権の設定を含む）による寄附を除く）。

|||| 部分：金銭等によるものは禁止。ただし、選挙運動に関するものは金銭等によることも可。

■ 部分：寄附は一切禁止。

(注1) 公職にある者および公職の候補者となる者を含む。【P1 政治資金規正法の意義（注）参照】

(注2) 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その者が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附を、その資金管理団体に対して寄附する（特定寄附）ときは、総枠制限はない。

(注3) 資金管理団体の届出をした公職の候補者がその資金管理団体に対してする寄附（特定寄附および自己資金による寄附）については、個別制限はない。

(注4) 遺贈による寄附については、量的制限はない。

会社・労組等の規模別寄附総枠

寄 附 者 の 区 分			年間の限度額
会 社 (資本または出資の額)	労働組合・職員団体 (組合員または 構成員の数)	その他の団体 (前年における 年間の経費の額)	A 枠 政党・政治資金 団体に対する寄附
10 億円未満	5 万人未満	2 千万円未満	750 万円
10 億円以上 50 億円未満	5 万人以上 10 万人未満	2 千万円以上 6 千万円未満	1,500 万円
50 億円以上 100 億円未満	10 万人以上 15 万人未満	6 千万円以上 8 千万円未満	3,000 万円
100 億円以上 150 億円未満	15 万人以上 20 万人未満	8 千万円以上 1 億円未満	3,500 万円
150 億円以上 200 億円未満	20 万人以上 25 万人未満	1 億円以上 1 億 2 千万円未満	4,000 万円
200 億円以上 250 億円未満	25 万人以上 30 万人未満	1 億 2 千万円以上 1 億 4 千万円未満	4,500 万円
250 億円以上 300 億円未満	30 万人以上 35 万人未満	1 億 4 千万円以上 1 億 6 千万円未満	5,000 万円
300 億円以上 350 億円未満	35 万人以上 40 万人未満	1 億 6 千万円以上 1 億 8 千万円未満	5,500 万円
350 億円以上 400 億円未満	40 万人以上 45 万人未満	1 億 8 千万円以上 2 億円未満	6,000 万円
400 億円以上 450 億円未満	45 万人以上 50 万人未満	2 億円以上 2 億 2 千万円未満	6,300 万円
450 億円以上 500 億円未満	50 万人以上 55 万人未満	2 億 2 千万円以上 2 億 4 千万円未満	6,600 万円
500 億円以上 550 億円未満	55 万人以上 60 万人未満	2 億 4 千万円以上 2 億 6 千万円未満	6,900 万円
550 億円以上 600 億円未満	60 万人以上 65 万人未満	2 億 6 千万円以上 2 億 8 千万円未満	7,200 万円
600 億円以上 650 億円未満	65 万人以上 70 万人未満	2 億 8 千万円以上 3 億円未満	7,500 万円
650 億円以上 700 億円未満	70 万人以上 75 万人未満	3 億円以上 3 億 2 千万円未満	7,800 万円
700 億円以上 750 億円未満	75 万人以上 80 万人未満	3 億 2 千万円以上 3 億 4 千万円未満	8,100 万円
750 億円以上 800 億円未満	80 万人以上 85 万人未満	3 億 4 千万円以上 3 億 6 千万円未満	8,400 万円
800 億円以上 850 億円未満	85 万人以上 90 万人未満	3 億 6 千万円以上 3 億 8 千万円未満	8,700 万円
850 億円以上 900 億円未満	90 万人以上 95 万人未満	3 億 8 千万円以上 4 億円未満	9,000 万円
900 億円以上 950 億円未満	95 万人以上 100 万人未満	4 億円以上 4 億 2 千万円未満	9,300 万円
950 億円以上 1,000 億円未満	100 万人以上 105 万人未満	4 億 2 千万円以上 4 億 4 千万円未満	9,600 万円
1,000 億円以上 1,050 億円未満	105 万人以上 110 万人未満	4 億 4 千万円以上 4 億 6 千万円未満	9,900 万円
1,050 億円以上	110 万人以上	4 億 6 千万円以上	1 億円

(3) 誰もがしてはいけない寄附

① 公職の候補者への寄附

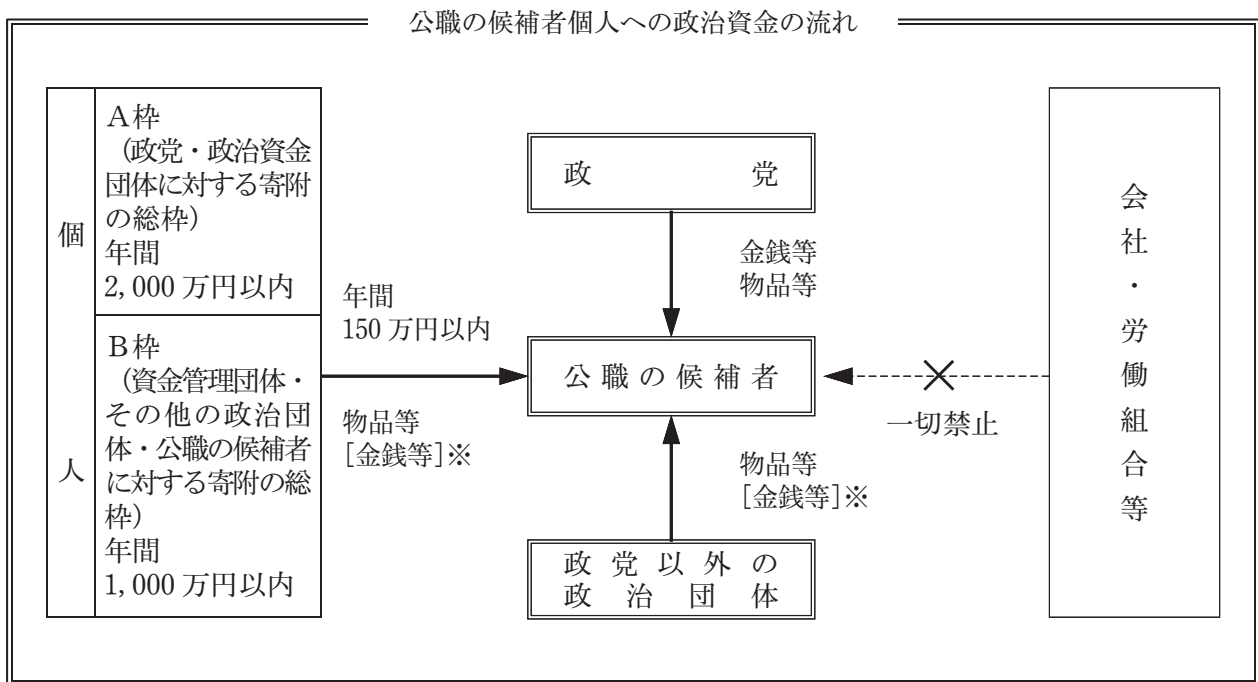
政党を除き、公職の候補者の政治活動（選挙運動を除く。）に関する金銭等による寄附は原則として禁止されています。

物品等は、会社・労働組合・その他の団体を除き、年間の総枠制限・個別制限の範囲内で寄附できます。

したがって、公職の候補者本人の後援団体であっても、平常時は（選挙運動に関するものを除き）その公職の候補者本人への金銭等による寄附は禁止されています。

何人も、この制限に違反する寄附を受けることができません。

政党のする政治活動に関する寄附は、金銭等および物品等について制限はありません。



※[金銭等]: 選挙運動に関するものを除き、金銭および有価証券による寄附が禁止されていることを表しています。

② 他人名義または匿名の寄附

何人も、本人以外の名義または匿名による政治活動に関する寄附はできませんし、受けることもできません。

政治活動に関する街頭募金や資金カンパの場合は必ず、寄附者の氏名・住所・職業・寄附金額・寄附年月日が明記されていなければなりません。

ただし、街頭または一般に公開される演説会などの会場において、政党または政治資金団体に対する1,000円以下の寄附は匿名でもよいことになっています。(政党匿名寄附)

③ 後援団体の集会・行事等における一定期間内の寄附

何人も後援団体の総会（結成集会を含む）または後援団体が行う見学、旅行その他の行事において、当該選挙区内にある者に対し、当該選挙前一定期間（注）、饗応接待をしたり金銭または記念品等を供与することは禁止されています。

(注) 一定期間

次の日から選挙の期日までの間

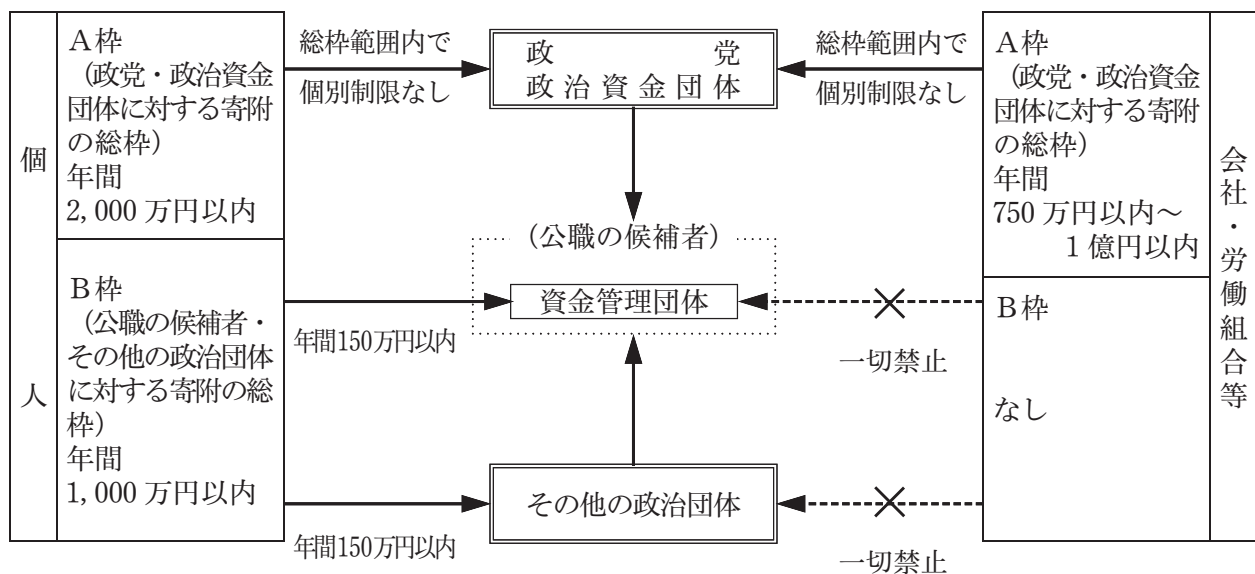
- ◎衆議院議員総選挙……任期満了の日前90日に当たる日から、または解散の日の翌日から
- ◎参議院議員通常選挙……任期満了の日前90日に当たる日から
- ◎地方公共団体の選挙……任期満了の日前90日に当たる日（90日特例による同時選挙の場合は任期満了の日前90日に当たる日または同時選挙を行う旨の告示がなされた日の翌日のいずれか早い日）から
- ◎衆議院議員または参議院議員の統一対象再選挙または補欠選挙……選挙事由発生告示の翌日または当該選挙期日（参議院議員通常選挙と同時選挙の場合は参議院議員の任期満了日）前90日に当たる日のいずれか遅い日から
- ◎その他の選挙……選挙事由発生告示の翌日から

(4) 会社・労働組合等の寄附制限

① 会社・労働組合等の制限

会社・労働組合・その他の団体（政治団体を除く）は、政党・政治資金団体以外の者への政治活動に関する寄附は禁止されています。

会社等が、政治団体の構成員として負担する党費または会費は寄附とみなされるので、会社等が支出した年間の党費または会費の総額は、他の寄附とともに寄附の量的制限の限度額の範囲内でなければなりません。



(注) 会 社 (会社法)

株式会社 (※)・合資会社・合名会社・合同会社

※会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第3条の特例有限会社を含みます。

労働組合 (労働組合法2)

職員団体 (国家公務員法108の2①、地方公務員法52①) も含まれます。

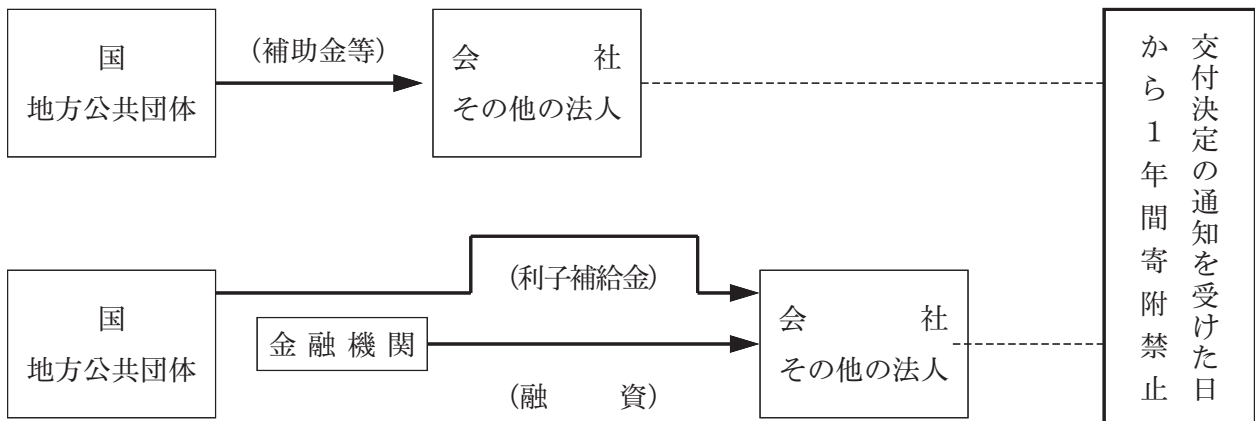
その他の団体

法人であると否とを問わない。各種業界団体・文化団体・宗教団体・親睦団体等。

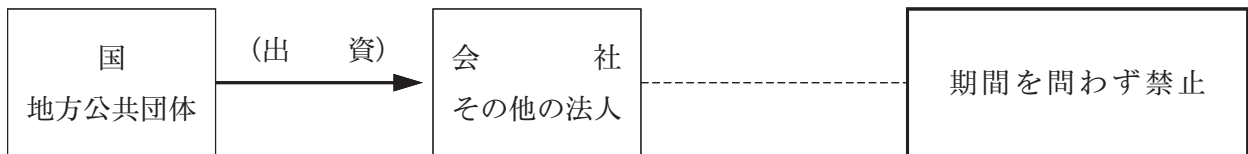
政治団体もその他の団体に含まれますが、政治団体のする寄附は適用除外されています。

② 特定会社等の寄附制限

(ア) 国または地方公共団体から、補助金・助成金・交付金・負担金・利子補給金その他の給付金の交付(試験研究・調査または災害復旧にかかるもの・その他その性質上利益を伴わないもの・政党交付金を除く)の決定を受けた会社その他の法人は、交付の決定の通知を受けた日から1年間、政治活動に関する寄附(地方公共団体と関連する会社等については、当該地方公共団体の長もしくは議会の議員に係る公職の候補者を推薦し、支持し、もしくはこれに反対する政党または政治資金団体に対する寄附)をすることができません。



(イ) 国または地方公共団体から、出資金・基本金その他これらに準ずるものが出資または拠出を受けている会社その他の法人は、政治活動に関する寄附(地方公共団体と関連する会社等については、当該地方公共団体の長もしくは議会の議員に係る公職の候補者を推薦し、支持し、もしくはこれに反対する政党または政治資金団体に対する寄附)をすることができません。



※ (ア)・(イ)の場合において、国とのみ関連する会社等は、地方公共団体の長もしくは議会の議員に係る公職の候補者を推薦し、支持し、もしくはこれに反対する政党または政治資金団体への寄附までは禁止されません。

同様に、地方公共団体とのみ関連する会社等が、国会議員や他の地方公共団体の長もしくは議会の議員に係る公職の候補者を推薦し、支持し、もしくはこれに反対する政党または政治資金団体に寄附することは禁止されません。

何人も、(ア)・(イ)の適用を受けるものであることを知りながら、その者に対して、政治活動の寄附を要求したり勧誘したりすることはできませんし、受けることもできません。

国から出資を受けているものの例としては、事業団、公庫、特殊会社等が、地方公共団体から出資を受けているものの例としては、公社等があります。

③ 赤字会社の寄附禁止

3事業年度以上にわたり、継続して欠損を生じている会社は当該欠損がうめられるまでの間、政治活動に関する寄附はできません。

何人も、これに反する寄附であることを知りながら、これを受けることはできません。

④ 外国法人等からの寄附禁止

何人も、外国人・外国法人またはその主たる構成員が外国人もしくは外国法人である団体その他の組織から、政治活動に関する寄附を受けることはできません。ただし、主たる構成員が外国人または外国法人である日本法人のうち上場会社であってその発行する株式が金融商品取引所において5年以上継続して上場されているものを除きます。

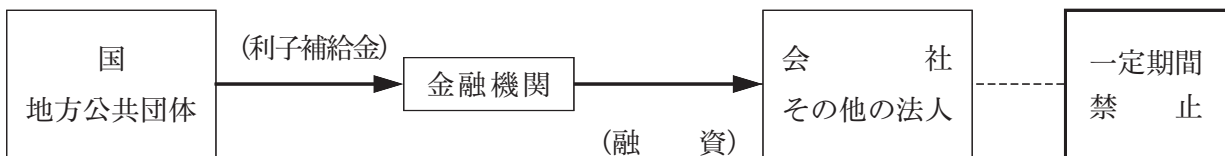
⑤ 請負者等の寄附の禁止

(ア) 国または地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者は、当該選挙に関して寄附をすることは禁止されています。

(注) 「当該選挙に関し」とは、国と上記のような関係にある者は国会議員の選挙に関し、また地方公共団体と同様の関係にある者は当該地方公共団体の選挙に関しということです。(イ)においても同じ。)

「請負」には、土木事業等の請負契約のほか、物品の納入契約、特定の運送契約、施設の特別使用契約等が含まれ、「特別の利益」とは、利益の割合は通常であるが、契約そのものが大きいため利益の総額も大きく、一般業者が参加できない特恵的または独占的な利益を得るような場合も含むと解されています。

(イ) 会社その他の法人が融資(試験研究・調査および災害復旧に係るものを除く)を受けている場合、当該融資を行っている者が、当該融資につき、国または地方公共団体から利子補給金の交付の決定を受けたときは、当該会社その他の法人は、利子補給金の交付の決定通知を受けた日から利子補給金の金額交付完了日後1年を経過する日までの間、当該選挙に関して寄附することは禁止されています。



国または地方公共団体が、銀行や農協等の金融機関に対して利子補給をするのでなく、融資を受けている会社・その他の団体へ直接利子補給する場合は、補給金等交付団体と同様の規制【P35「②特定会社等の寄附制限」参照】を受けることになります。

(5) 公職の候補者の寄附制限

① 選挙区内にある者に対する寄附

公職の候補者は、自分の選挙区内にある者（注）に対しては、次の(ア)～(ウ)に対して寄附する場
合を除き、いかなる名義であっても寄附することはできません。

注) 選挙区内にある者

自然人・法人を問わず、当該選挙区内に住所・居住がある者に限らず、一時滞在者や通行人
も含みます。人格なき社団も含まれます。国・地方公共団体も同様です。また、一般の法人に
ついては、当該法人の主たる事務所の所在地が当該選挙区内にあれば、当該法人が当該選挙区
内にある者に該当することはいうまでもありませんが、当該法人の従たる事務所が当該選挙区
内にある場合においても、やはり当該法人が当該選挙区内にある者に該当すると解されていま
す。

(ア) 政党その他の政治団体およびその支部への寄附

公職の候補者自身の後援団体であっても、公職の候補者自身がその団体へ自己資金を寄附す
る場合は、特定寄附を除き、総枠制限（年間1,000万円）・個別制限（年間150万円）があり
ます。

ただし、その後援団体が資金管理団体の場合には個別制限はありません。

(イ) 親族（血族6親等内、配偶者および姻族3親等内）への寄附

(ウ) 政治教育集会に関する必要やむを得ない実費補償

ただし、政治教育集会であっても次のものは禁止されています。

- 饗応接待（食事の提供含む）が行われるもの
- 当該選挙区外で行われるもの

したがって、衆議院（小選挙区）選出議員・県議会議員は各々その選挙区外で、知事・参
議院（滋賀県選挙区）選出議員は滋賀県外で、市町村長・議員は、その市町村外での政治教
育集会は規制を受けることになります。

- 一定期間内に行われるもの【P34（注）一定期間参照】

(ア)、(イ)、(ウ)の場合を除き、何人も公職の候補者に対して当該選挙区内にある者に対する寄附
の勧誘・要求をすることは禁止されています。

② 候補者名義の寄附

公職の候補者以外の者は、当該公職の候補者の選挙区内にある者に対しては、①の(イ)、(ウ)に対
してする場合を除き、「当該公職の候補者名義」の寄附をすることはいかなる名義であっても禁
止されています。

①の(イ)、(ウ)の場合を除き、何人も公職の候補者以外の者に対して当該選挙区内にある者に対す
る「当該公職の候補者名義」の寄附の勧誘・要求をすることは禁止されています。

③ 関係会社等の寄附

公職の候補者が役職員や構成員である会社その他の法人または団体は、当該公職の候補者の氏
名が表示または類推されるような方法で、当該選挙区内にある者（政党・政治資金団体を除く）
へ寄附することは、いかなる名義であってもできません。

④ 公職の候補者名を冠した会社の寄附

公職の候補者の氏名が表示または類推されるような名称が表示されている会社その他の法人ま

たは団体は、当該選挙に関し当該選挙区内にある者（政党・政治資金団体・当該公職の候補者を除く）に対して寄附することはできません。

⑤ **公職の候補者自身の後援団体への寄附**

公職の候補者は一定期間、自分の後援団体へ寄附することはできません。

ただし、資金管理団体であれば寄附できます。

自分の後援団体に対する寄附は、当該選挙区の内外を問わず一定期間は禁止されていますが、他の公職の候補者の後援団体であれば禁止されません。【P34（注）一定期間参照】

(6) 後援団体の寄附制限

公職の候補者の後援団体は、次の場合を除き選挙区内にある者に対して寄附することは禁止されています。

① 政党その他の政治団体およびその支部への寄附

② 当該公職の候補者への寄附

当該公職の候補者であっても、物品を除き金銭等に関する寄附は「選挙運動に関するもの」に限られます。

③ 後援団体の設立目的による行事または事業に関する寄附

行事または事業であっても、当該選挙の一定期間内は禁止されますし、花輪・供花・香典・祝儀その他これに類する寄附は常時禁止されています。【P34（注）一定期間参照】

(7) その他の制限

① **届出前の寄附の受領等禁止**

政治団体は、届出がされた後でなければ、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義であっても、寄附を受けたり、支出をしたりすることはできません。

② **寄附のあっせんによる制限**

(ア) 何人も、政治活動に関する寄附のあっせんをする場合、相手方に対して業務、雇用その他の関係または組織の影響力を利用して威迫する等、不当にその意思を拘束するような方法で、当該寄附のあっせんをする行為は禁止されています。

(イ) 政治活動に関する寄附のあっせんをする者は、いかなる方法をもってするを問わず、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金・工賃・下請代金その他性質上これに類するものから、控除による方法で当該寄附を集めることは禁止されています。

③ **公務員の地位利用による制限**

国または地方公共団体の一般職等の公務員は、その地位を利用して、政治活動に関する寄附を求めたり、受けたり、他の者がする政治活動に関する寄附に関与することは禁止されています。

主な寄附の制限一覧（寄附の量的制限を除く）

(1) 政治資金規正法による制限

区分	寄附をしてはならない者	禁止期間	禁止される寄附の内容
①公職の候補者への寄附	政党以外の何人も (法第21条の2)	時期を問わず	公職の候補者への政治活動に関する寄附で金銭等によるもの 【例外】 選挙運動に関する寄附は金銭等によってすることができる。
②他人名義または匿名の寄附	何人も、本人以外の名義または匿名で (法第22条の6①)		政治活動に関する一切の寄附 【例外】 匿名寄附のうち、街頭または一般に公開される演説会もしくは集会の会場において行われる政党または政治資金団体に対する1件1,000円以下の寄附(政党匿名寄附)については禁止されない。(法第22条の6②)
③会社・労働組合等からの寄附	会社、労働組合、職員団体その他の団体(政治団体を除く。) (法第21条)		政治活動に関する一切の寄附 【例外】 政党、政治資金団体に対する寄附は禁止されない。ただし、政党に対する寄附であっても、1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部以外の支部に対する寄附は禁止される。(法第21条④)
④特定会社等からの寄附	国または地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金(試験研究、調査または災害復旧に係るもの、その他性質上利益を伴わないものおよび政党交付金を除く。)の交付の決定(利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。)を受けた会社その他の法人 (法第22条の3①、④) 国または地方公共団体から資本金、基本金等の出資または拠出を受けている会社その他の法人 (法第22条の3②、④)	給付金の交付決定の通知を受けた日から1年の間 時期を問わず	政治活動に関する一切の寄附 (地方公共団体と関連する会社等については、当該地方公共団体の長もしくはは議会の議員に係る公職の候補者を推薦し、支持し、もしくはこれに反対する政党または政治資金団体に対する寄附) 【例外】 国とのみ関連する会社等は、地方公共団体の長もしくはは議員に係る公職の候補者を推薦し、支持し、もしくはこれに反対する政党または政治資金団体への寄附までは禁止されない。同様に、地方公共団体とのみ関連する会社等が、国會議員や他の地方公共団体の長もしくはは議会の議員に係る公職の候補者を推薦し、支持し、もしくはこれに反対する政党または政治資金団体に寄附することは禁止されない。
⑤赤字会社からの寄附	3事業年度以上にわたって継続して欠損を生じている会社 (法第22条の4①)	その欠損が埋められるまでの間	政治活動に関する一切の寄附
⑥外国法人等からの寄附	外国人、外国法人またはその主たる構成員が外国人もしくは外国法人である団体等(※) (法第22条の5)	時期を問わず	

※主たる構成員が外国人または外国法人である日本法人のうち上場会社であってその発行する株式が金融商品取引所において5年以上継続して上場されているものを除く。

(2) 公職選挙法による制限

区 分	寄附をしてはならない者
① 後援団体からの寄附 (時期を問わず制限されるもの)	後援団体 (法第199条の5①)
② 後援団体に関する寄附 (一定期間に限り制限されるもの)	何人も (法第199条の5②)
	公職の候補者 (法第199条の5③)
③ 請負者等からの寄附	国と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者 (法第199条①) 地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者 (法第199条①)
④ 特定会社等からの寄附	国から融資に係る利子補給金の交付を受けた者から当該融資を受けている会社その他の法人 (法第199条②)
	地方公共団体から融資に係る利子補給金の交付を受けた者から当該融資を受けている会社その他の法人 (法第199条②)
⑤ 選挙区内にある者に対する寄附	公職の候補者 (法第199条の2①)
	当該公職の候補者以外の何人も (法第199条の2②)
	公職の候補者が役員または構成員である会社その他の法人または団体 (法第199条の3)
	公職の候補者の氏名またはその氏名が類推される名称が表示されている会社その他の法人または団体 (法第199条の4)

(注) 本書においては、公職の候補者、公職の候補者になろうとする者および現職を併せて「公職の候補者」としています。【P1 政治資金規正法の意義 (注) 参照】

禁 止 期 間	禁 止 さ れ る 寄 附 の 内 容
時期を問わず	<p>当該選挙区内にある者に対する寄附</p> <p>【例外】</p> <p>I 政治団体に対する寄附 II 当該公職の候補者に対する寄附 III 当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事または事業に関する寄附 ただし、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされる寄附 および②に掲げる期間に行われる寄附は例外に当たらない。</p>
・任期満了日前90日 ・解散の翌日 ・解散事由発生告示の翌日等 から各々その選挙の投票日まで	<p>後援団体の集会（結成のための集会も含む。）や旅行行事等において、当該選挙区内にある者に対する饗応接待、または金銭、記念品、その他の物品の供与</p> <p>自己の後援団体に対する寄附</p> <p>【例外】</p> <p>後援団体が資金管理団体であれば、寄附できる。</p>
契約の当事者である間	<p>衆議院議員および参議院議員の選挙に関する寄附</p> <p>当該地方公共団体の長および議員の選挙に関する寄附</p>
利子補給金の交付決定の通知を受けた日から全額交付完了日後1年を経過した日	<p>衆議院議員および参議院議員の選挙に関する寄附</p> <p>当該地方公共団体の長および議員の選挙に関する寄附</p>
時期を問わず	<p>当該選挙区内にある者に対する寄附</p> <p>【例外】</p> <p>I 政治団体に対する寄附 ただし、政治団体が後援団体（資金管理団体を除く。）であれば、②に掲げる期間は禁止される。 II 当該公職の候補者の親族に対する寄附 III 当該公職の候補者が専ら政治上の主義または施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償（食事についての実費の補償を除く。）としてする寄附。 ただし、参加者に対して饗応接待の行われるような集会や、選挙区外で行われる講習会、②に掲げる期間に行われる場合は、例外に当たらない。</p> <p>公職の候補者の名義で行う当該選挙区内にある者に対する寄附</p> <p>【例外】</p> <p>I 当該公職の候補者の親族に対する寄附 II 当該公職の候補者が専ら政治上の主義または施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償（食事についての実費の補償を除く。）としてする寄附。 ただし、参加者に対して饗応接待の行われるような集会や、選挙区外で行われる講習会、②に掲げる期間に行われる場合は、例外に当たらない。</p> <p>当該選挙区内にある者に対して、当該公職の候補者の氏名を表示または類推されるような方法で行う寄附</p> <p>【例外】</p> <p>政治団体に対する寄附 ※ P39「政治資金規正法による制限」③に注意</p> <p>当該選挙に関してその選挙区内の者に対して行う寄附</p> <p>【例外】</p> <p>I 政治団体に対する寄附 ※ P39「政治資金規正法による制限」③に注意 II 当該公職の候補者に対する寄附</p>

寄 附 に 関 す る 罰 則

寄附に関する政治資金規正法および公職選挙法の罰則は次のとおりです。

① 政治資金規正法の罰則

禁止されている寄附	罰 則		
	関係条文		関係条文
政治団体届出前の寄附の受領・支出	規 正 法 8	5年以下の禁錮または100万円以下の罰金	規 正 法 23
会社・労組等の寄附制限	21 ①	1年以下の禁錮または50万円以下の罰金	26
会社等への寄附の勧誘・要求	21 ③	” ”	”
公職の候補者の政治活動に関する寄附	21 の 2 ①	” ”	”
総枠制限を超える寄附	21 の 3 ①②③	” ”	”
個別制限を超える寄附	22 ①②	” ”	”
会社等の寄附、公職の候補者への寄附、総枠・個別制限を超える寄附等の受領	22 の 2	” ”	”
補助金等交付団体の寄附	22 の 3 ①②④	3年以下の禁錮または50万円以下の罰金	26 の 2
” の勧誘・要求	22 の 3 ⑤	” ”	”
” の受領	22 の 3 ⑥	” ”	”
外国人・外国法人等からの寄附の受領（※）	22 の 5 ①	” ”	”
匿名の寄附	22 の 6 ①	” ”	”
” の受領	22 の 6 ③	” ”	”
赤字会社からの寄附	22 の 4 ①	50万円以下の罰金	26 の 3
” の受領	22 の 4 ②	” ”	”
威迫による寄附のあっせん	22 の 7 ①	6ヶ月以下の禁錮または30万円以下の罰金	26 の 4
寄附等への公務員の関与等	22 の 9 ①	” ”	”
” の要求	22 の 9 ②	” ”	”
意思に反する控除による寄附のあっせん	22 の 7 ②	20万円以下の罰金	26 の 5

※主たる構成員が外国人または外国法人である日本法人のうち上場会社であってその発行する株式が金融商品取引所において5年以上継続して上場されているものを除く。

② 公職選挙法の罰則

禁止されている寄附	罰 則		
	関係条文		関係条文
飲食物の提供禁止	公 選 法 139	2年以下の禁錮または50万円以下の罰金	公選法 243 ①
出納責任者の届出前の寄附の受領・支出	184	3年以下の禁錮または50万円以下の罰金	246 ①
請負者等の寄附	199 ①	” ”	248 ①
会社等の特定の寄附	199 ①②	” ”	248 ②
特定の者に対する寄附の勧誘・要求、受領	200 ①②	” ”	249
公職の候補者の当該選挙に関する寄附	199 の 2 ①	1年以下の禁錮または30万円以下の罰金	249 の 2 ①
” の社交の程度を超える寄附	”	” ”	249 の 2 ②
” の選挙に関しない寄附で、かつ社交の程度を超えない寄附（※）	”	50万円以下の罰金	249 の 2 ③
公職の候補者を名義人とする寄附	199 の 2 ②	”	249 の 2 ④
” を威迫した寄附の勧誘・要求	199 の 2 ③	1年以下の懲役もしくは禁錮または30万円以下の罰金	249 の 2 ⑤
公職の候補者の当選または被選挙権を失わせる目的の寄附の勧誘・要求	”	3年以下の懲役もしくは禁錮または50万円以下の罰金	249 の 2 ⑥
公職の候補者以外の者を威迫した公職の候補者名義の寄附の勧誘・要求	199 の 2 ④	1年以下の懲役もしくは禁錮または30万円以下の罰金	249 の 2 ⑦
公職の候補者の関係会社等の選挙に関する寄附	199 の 3	50万円以下の罰金	249 の 3
公職の候補者の氏名を冠した団体の寄附	199 の 4	”	249 の 4
後援団体の寄附	199 の 5 ①	”	249 の 5 ①
後援団体の集会等における饗応接待等をしたもの	199 の 5 ②	”	249 の 5 ②
会社その他の法人の後援団体の集会等における饗応接待等	”	”	249 の 5 ③
公職の候補者の後援団体への一定期間内の寄附	199 の 5 ③	”	249 の 5 ④

※結婚披露宴に自ら出席しその場においてする祝儀の供与および葬式に自ら出席しその場においてする香典の供与等を除く。

（注）罰則欄で「禁錮又は罰金」とされているものについては、禁錮と罰金の併科も可能（公選法 243 ①を除く）

11 政治資金パーティー

政治資金パーティー（注1）の対価の支払いは、債務の履行としてなされるものであり、政治活動に関する寄附には該当しませんが、政治資金パーティーの開催は、政治団体が開催することを原則として、その適正化を図るため、パーティー収入の明確化、パーティー券の大口購入者の公開、量的制限およびあっせんの制限等の規制が設けられています。

また、政治団体以外の者が特定パーティー（注2）を開催する場合には届出が必要になります。

（注1）政治資金パーティーとは、対価を徴収して行われる催物で、その催物の対価に係る収入から、その催物に要する経費を差し引いた残額を、政治活動に関して支出することとされているものです。

したがって、政治団体が行う催物のうち、催物に係る経費の実費を参加者が負担するような場合（新年会・暑気払い・忘年会・研修会等）のように、収益をあげて、それを政治活動のために支出することを目的としていないものについては、政治資金パーティーには該当しません。

（注2）特定パーティーとは、政治資金パーティーのうち、その対価に係る収入の金額が、1,000万円以上（見込まれるものを含む。）であるものをいいます。【P44「特定パーティー開催団体の届出」参照】

(1) 量的制限（個別制限）

一回の政治資金パーティーにつき、同一の者からの対価の支払は150万円以内とされています。

また、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払についての公開基準は、1パーティー当たり20万円を超えるもので、支払をした者の氏名・住所等を収支報告書へ記載することになります。

(2) 告知義務

政治資金パーティーを開催する者は、あらかじめそのパーティーの対価の支払いをする者に対し、その対価の支払いが政治資金パーティーの対価の支払いである旨を書面（パーティー券・案内状・開催通知等のいずれか）により告知しなければなりません。

その書面の文言は「この催物は、政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パーティーです。」と記載してください。

(3) その他の規制

政治活動に関する寄附と同様に、次の規制があります。

① 本人以外の名義または匿名による支払いの禁止

本人以外の名義または匿名で、政治資金パーティーの対価の支払いをすることは禁止されています。これに違反してされる政治資金パーティーの対価の支払いを受けてはなりません。

② あっせんに係る威迫的行為等の禁止

政治資金パーティーの対価の支払いについて、相手方に対し、業務・雇用その他の関係または組織の影響力を利用して威迫等不当にその意思を拘束するような方法や、意思に反するチェック・オフは禁止されています。

③ 公務員の地位利用による関与の禁止

国または地方公共団体の一般職等の公務員は、その地位を利用して、政治資金パーティーに対価を支払って参加することを求めたり、支払いを受けたり、他の者がするこれらの行為に関与することは禁止されています。

国または地方公共団体の一般職等の公務員に対し、これら当該公務員がしてはならない行為をすることを求めることも禁止されています。

12 特定パーティー開催団体の届出

政治資金パーティーは、原則として政治団体が開催することになっています。

政治団体以外の者が、特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催するときには、あらかじめ、政治団体の設立に必要な届出等を県選挙管理委員会にしなければなりません。政治団体以外の者は、当該政治資金パーティーを開催しようとするときから、政治団体（以下「特定パーティー開催団体」という。）とみなされ、政治団体と同様に届出義務、収支報告義務が課されることとなります。

(1) 設 立 届

設立届の記載内容、届出方法は、政治団体設立届と同様です。

① 設立届に添付する書類

特定パーティーの名称、開催年月日、開催場所、収入予定額、残額の予定支出先の氏名（団体の場合には団体名称）および当該特定パーティーの一人当たりの対価の金額等を記載した文書（開催計画書）と告知書面が必要です。【P43「告知義務」参照】

② 特定パーティー開催団体は、設立届がされた後でなければ、特定パーティーに係る対価の支払いを受けたり、支出をしたりすることができません。

(2) 異 動 届

設立届の内容および添付書類の内容に異動があったときは、その異動の日から「7日以内」に、異動届により届け出ることになっています。

(3) 解 散 届

特定パーティー開催団体は、特定パーティーが終了した日から「3ヵ月」以内に収支報告書を提出しなければなりません。この場合、解散届は不要です。

特定パーティーの開催を中止したときは、当該特定パーティーを中止した旨および年月日についての解散届に収支報告書を添えて中止の決定の日から「30日以内」に提出する必要があります。

この収支報告書は、通常の政治団体の収支報告書とは異なり、パーティー開催の準備から、開催終了後の収支決算の全てを報告することになりますので、年をまたぐ場合もあります。

また、収入・支出は提出期限までに収入・支出されないものについても「予定される収入・支出」として記載しなければならないため、原則として繰越金は「0」となります。

添付する領収書は、報告日までに支出したものについて提出してください。

(4) 寄附の制限

特定パーティー開催団体は、届出関係や収支報告に関する事項については、「政治団体とみなす」規定が適用されますが、その他の事項については、この「政治団体とみなす」規定は適用されません。したがって、特定パーティー開催団体が、パーティー開催後、残金を寄附する場合には、会社・労働組合等の政治団体以外の団体と同じ取扱いを受け、政党・政治資金団体に対するもの以外は禁止されますし、寄附の総枠制限および個別制限の規定が適用されます。

すなわち、特定パーティー開催団体は政治団体以外の「その他の団体」として、前年の年間経費により、寄附の総額が定まっていますので、前年実績が「0」の場合は、政党・政治資金団体へは年間750万円の範囲内でしか寄附できません。【P32「会社・労組等の規模別寄附総枠」参照】

また、公職の候補者には寄附できません。

したがって、750万円を超える残金が生じた場合には、翌年以後に寄附することになりますのでそれまで保留しておかなければなりません。

なお、特定パーティー開催団体は、政治活動に関する寄附を受けることはできませんので注意してください。

13 政治資金と税

政治団体は、政党等を除き、一般に法人格を有しておらず、法律上「人格なき社団」として取り扱われます。法人税法上は、「人格なき社団」も法人とみなされ、その適用をうけることとされていますが（法人税法第3条）、収益事業から生じた所得以外の所得については、法人税を課税されないこととされており（法人税法第6条）、したがって政治団体の寄附収入について法人税は課税されません。

法人格のある政党等も同様（法人税法第6条・政党法人格付与法第13条第1項）に課税されません。また、相続税法上は、「人格なき社団」は個人とみなされ、その適用をうけることとされており、個人からの寄附収入については、贈与税の対象となりますが（相続税法第66条）、公益を目的とする事業を行う者が贈与により取得した財産で、当該公益を目的とする事業の用に供することが確実なものは非課税措置がとられており（同法第21条の3第1項第3号）、政治団体が受けた政治活動に関する寄附は、一般的にはこれに該当し非課税とされています。法人格のある政党等も、法人は贈与税の納税義務者となっていない（同法第1条の4）ことから課税されません。

法人税法における収益事業の範囲についてですが、政治団体が通常行うパーティー事業は、収益事業に該当しないと解されており、また、政治団体が行う出版事業（機関紙誌等の発行事業）についても「特定の資格を有する者を会員とする法人がその会報その他これに準ずる出版物を主として会員に配布するために行うものおよび学術、慈善その他公益を目的とする法人がその目的を達成するため会報をもつばらその会員に配布するために行うもの」は、収益事業に該当しない（法人税法施行令第5条第1項第12号）こととされており、これに該当すれば、課税対象外とされます。

(1) 政治団体の収入に対する課税

上記のように、政治団体はその収入のほとんどを寄附収入と事業収入に依存しており、これらの収入については収益事業以外には課税されません。

しかし、政治団体がその収入を政治活動以外のために消費するような場合には当然課税対象となりますし、また、政治団体が得た収入をその構成員に分配するなどした場合には、その受益者において課税されることとなります。

なお、消費税法上は、法人格のある政党等はもとより、「人格なき社団」である政治団体も法人とみなされ（消費税法第3条）、事業者として取り扱われるため（同法第2条第1項第4号）、対価を得て行う資産の譲渡等に対しては、課税されることとなります。したがって、政治団体が購読料等の対価を得て機関紙誌を発行する場合には、課税されます。

(2) 公職の候補者個人に対する課税

公職の候補者個人が政治活動に関して受けた政治資金については、雑所得となり、他の所得と合算して所得税の課税対象となります。この場合、政治資金に係る収入から政治活動のための費用を差し引いた残額が雑所得として課税対象となります。

ただし、政治活動のための費用が、政治資金に係る収入を上回る場合（雑所得に赤字が生じる場合）には、他の種類の所得の黒字と損益通算ができません。

なお、選挙運動に関して受けた寄附で、公職選挙法第189条の規定に基づく収支報告がされているものについては、課税されません。（所得税法第9条第1項第19号、相続税法第21条の3第1項第6号）。

(3) 法人の政治献金に係る税制上の措置

法人が政治活動に関し寄附を行った場合、これは通常の寄附金として取り扱われ、他の寄附金と合算して寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入の対象となる（法人税法第 37 条）だけで、税制上、特段の優遇措置はとられていません。

【法人の寄附金の損金算入限度額】

$$\left(\text{資本金等の金額} \times \frac{\text{事業年度の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \right) \times \frac{1}{4}$$

(4) 個人献金に対する税の優遇措置（租税特別措置法 41 条の 18）

個人が政治活動に関して行った寄附については、個人献金を奨励する目的から、一定の要件の下に税の優遇措置が設けられています。

また、政党・政治資金団体に対する個人献金は、控除率 30 パーセントの税額控除による優遇措置があり、所得控除との選択制とされています。

① 税制上の優遇措置の適用対象となる政治団体

ア 政党（本部・支部とも）

イ 政治資金団体

ウ 政治上の主義もしくは施策を推進し、支持し、またはこれに反対することを本来の目的とする団体で、衆議院議員もしくは参議院議員が主宰するものまたはその主要な構成員が衆議院議員もしくは参議院議員であるもの。

エ 特定の公職の候補者（候補者となろうとする者および公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、またはこれに反対することを本来の目的とする団体のうち次に掲げるもの。

(ア) 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員または都道府県の知事の職にある者を推薦し、または支持することを本来の目的とするもの。

(イ) 上記(ア)の職の候補者または候補者となろうとする者を推薦し、または支持することを本来の目的とするもの。（(ア)に掲げるものを除く。）

なお、(イ)の団体に対する寄附については、その団体が推薦し、または支持する者が公職選挙法の規定によるこれらの職の候補者として届出をし、または推薦届出をされた日の属する年およびその前年中にされた寄附に限られます。また候補者となろうとする者が何らかの事情で結果的に立候補しなかった場合には、寄附金控除の対象となりません。

② 税制上の優遇措置の適用対象となる公職の候補者

衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員または都道府県の知事の選挙において公職選挙法第 86 条、第 86 条の 3 または第 86 条の 4 の規定により届出のあった者に対する選挙運動に関してなされた寄附が対象となります。

(5) 税制上の優遇措置を受けるための手続き

- ① (4)①②に掲げる適格な政治団体、候補者は、寄附者が税制上の優遇措置を受けようとする場合には収支報告書の提出とともに「寄附金(税額)控除のための書類」を都道府県の選挙管理委員会または総務大臣に提出して、収支報告書に記載された内容と一致することの確認を受けた後、これを寄附者に交付することが必要です。
- ② 次に、寄附者は、原則として所得税法に規定する確定申告の際に(なお、この書類が確定申告に間に合わない場合にはいったん確定申告をし、その後に政治団体からこの書類の交付を受けて確定申告をした税務署に提出すること。また前年分については確定申告をしている場合には更正請求を行うこと。)上記寄附金(税額)控除のための書類を提出することにより手続きが終わります。
- ③ なお、収支報告書において明細の記載が義務づけられている寄附は、5万円を超える寄附についてですが、税制上の優遇措置を受けようとするものにあつては、この金額以下の寄附であっても収支報告書に明細を記載しなければ対象となりませんので御注意ください。

14 政治活動用立札・看板の類の証紙の交付について（県選挙管理委員会所管分）

(1) 証紙の貼付義務

公職の候補者の氏名や氏名類推事項および後援団体の名称を記載した政治活動用文書図画のうち政治活動用事務所において使用される立札・看板の類の掲示については、公職の種類が、衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員、知事または県議会議員である場合は、県選挙管理委員会の発行する「立札・看板の類の証紙」を当該看板等に貼付しなければなりません。

参考：選挙の種類別証紙枚数等

公 職 の 種 類	証紙の発行を行う 選挙管理委員会	証 紙 枚 数	
		候 補 者 用	後 援 団 体 用
衆 議 院（小選挙区選出）議員	県 選 挙 管 理 委 員 会	10	15
参 議 院（選挙区選出）議員		12	18
知 事		12	18
県 議 会 議 員		6	6
市 長 ・ 市 議 会 議 員	該 当 市 町 選 挙 管 理 委 員 会	6	6
町 長 ・ 町 議 会 議 員		4	4

(注) 後援団体用証紙の交付枚数は、同一の公職の候補者に係る後援団体が複数ある場合も、その全団体を通じて上記枚数の範囲内となります。

(2) 証紙の交付申請

別紙申請書（公職の候補者用は様式 1、後援団体用は様式 2）により、県選挙管理委員会あて申請すること。

(3) その他

- ① 申請書は、必ず持参して提出すること。（郵便等は不可）
- ② 証紙は原則として再発行できないため、取扱いには十分注意すること。
- ③ 証紙には有効期限が記載されているため、県選挙管理委員会からの更新の通知があった場合は、速やかに更新の手続きをすること。
- ④ 看板等の設置場所を変更する場合は、公職の候補者用については様式 3、後援団体用については様式 4 により、速やかに県選挙管理委員会まで届け出ること。

様式 1

(申請者が候補者等の場合における証紙交付申請書)

証紙交付申請書

令和 ○ 年 △ 月 × 日

滋賀県選挙管理委員会委員長 様

① 候補者等氏名 **乙野 次郎** **乙野**
 住所 **大津市京町四丁目 1 番 1 号**
 連絡電話 (077) 528 局 0000 番

③

3 立札および看板の類を掲示する事務所の所在地ならびに事務所ごとの立札および看板の類の枚数に関する事項

事務所の所在地	立札および看板の類の枚数
大津市〇〇町一丁目 1 番 1 号 〇〇方	2
大津市〇〇二丁目 2 番 2 号 〇〇内	1
大津市△△町三丁目 3 番 3 号 △△方	2
大津市△△町四丁目 4 番 4 号 △△方	1
.....
.....
.....
.....

備考 1 「公職の種類」には、衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員、滋賀県議会議員および滋賀県知事の区分により、その職にある者については「衆議院（小選挙区選出）議員（現職）」、その職の候補者となる者については「衆議院（小選挙区選出）議員（立候補予定）」の例により記載すること。
 2 公職の候補者等本人が申請する場合には、本人確認書類の提示または提出を、その代理人が申請する場合には、委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、公職の候補者等本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

記

1 公職の種類 **県議会議員（立候補予定）** 枚
 ②—2 証紙交付申請枚数 **6**

【記入上の注意事項】

【公職の候補者用証紙交付申請書（様式1）】

- ① 公職の候補者本人の氏名および住所等を記入すること。
- ② 証紙交付申請枚数は、定められた枚数の範囲内で、今回設置しようとする看板に貼付する証紙の枚数を記入すること。【P49「参考：選挙の種類別証紙枚数等」参照】
- ③ 看板等を掲示する事務所の所在地およびその場における枚数を記入し、所在地の記載は「〇〇方」等まで詳細に記入すること。

看板等を掲示する場所は、公職の候補者の事務所として実体を備えていなければならない、事務所の実体のないところに掲示することはできないものであること。

なお、同一箇所には2枚までしか看板を設置することはできないので注意すること。

【提出の際の注意事項】

提出の際は、公職の候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示または提出、代理人が提出する場合にあっては委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出が必要です。ただし、公職の候補者本人の署名または記名押印による場合は、これらの書類の提示または提出は必要ありません。

様式 2 立札および看板の類を掲示する事務所の所在地ならびに事務所ごとの立札および看板の類の枚数に関する事項

事務所の所在地	立札および看板の類の枚数
大津市〇〇町一丁目1番1号 〇〇方	2
大津市〇〇二丁目2番2号 〇〇〇内	2
大津市△△町三丁目3番3号 △△方	1
大津市△△町四丁目4番4号 △△方	1

③

証紙交付申請書

令和〇年△月×日

滋賀県選挙管理委員長様

① 後援団体の名称 甲野太郎後援会
 代表者の氏名 乙野次郎 (乙野)
 主たる事務所の所在地 大津市京町四丁目1番1号
 連絡電話 (077) 528 局 〇〇〇〇番

公職選挙法施行令第110条の5第4項の証紙の交付を受けたいので、同条第5項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 推薦し、または支持する候補者等の氏名、住所および公職の種類
 氏名 甲野太郎
 住所 大津市京町四丁目1番1号
 公職の種類 県議会議員 (立候補予定)
 政治団体としての届出先 滋賀県選挙管理委員会
 ②—③ 証紙交付申請枚数 6 枚

④ 上記の後援団体の本件証紙交付申請については、公職選挙法施行令第110条の5第5項の同意をします。
 なお、私に係る後援団体のすべてを通じて既に交付された証紙の総数は〇枚です。

令和〇年△月×日

候補者等氏名 甲野太郎

備考 1 「公職の種類」には、衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員、滋賀県議会議員および滋賀県知事の区分により、その職にある者には「衆議院(小選挙区選出)議員(現職)」、その職の候補者となる者には「衆議院(小選挙区選出)議員(立候補予定)」の例により記載すること。
 2 後援団体の代表者本人が申請する場合には、本人確認書類の提示または提出を、その代理人が申請する場合には、委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

【記入上の注意事項】

【後援団体用証紙交付申請書（様式2）】

- ① 後援団体の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等を記入すること。
- ② 証紙交付申請枚数は、定められた枚数の範囲内で、今回設置しようとする看板に貼付する証紙の枚数を記入すること。【P49「参考：選挙の種類別証紙枚数等」参照】
- ③ 看板等を掲示する事務所の所在地およびその場における枚数を記入し、所在地の記載は「〇〇方」等まで詳細に記入すること。
看板等を掲示する場所は、後援団体の事務所として実体を備えていなければならない、事務所の実体のないところに掲示することはできないものであること。
なお、同一箇所には2枚までしか看板を設置することはできないので注意すること。
- ④ 数回に分けて申請した場合、前回までに交付を受けた証紙の枚数を記入すること。したがって、最初の申請の場合は「0」と記入すること。
- ⑤ 公職の候補者の氏名を記入すること。

【提出の際の注意事項】

提出の際は、後援団体の代表者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示または提出、代理人が提出する場合にあっては委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出が必要です。ただし、後援団体の代表者本人の署名または記名押印による場合は、これらの書類の提示または提出は必要ありません。

様式 3

(候補者等用立札看板(事務所)の異動届)

令和 ○ 年 △ 月 × 日

滋賀県選挙管理委員会委員長 様

候補者等氏名 甲野 太郎



住 所 大津市京町四丁目1番1号

連絡電話 (077) 528 局 〇〇〇〇 番

公職選挙法施行令第110条の5第4項および公職選挙執行規程第33条第2項の規定により交付を受けた立札および看板の類に貼付する証紙について、立札および看板の類を掲示する事務所の所在地を下記のとおり異動したので、届け出ます。

記

1 異動箇所

新 大津市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇方

旧 大津市△△町△丁目△番△号 △△方

2 異動年月日 令和 ○ 年 △ 月 × 日

備考 公職の候補者本人が申請する場合にあっては、本人確認書類の提示または提出を、その代理人が申請する場合にあっては、委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

様式 4

(後援団体用立札看板(事務所)の異動届)

令和 ○ 年 △ 月 × 日

滋賀県選挙管理委員会委員長 様

後援団体の名称 甲野太郎後援会

代表者の氏名 乙野 次郎 (乙野)

事務所の所在地 大津市京町四丁目1番1号

連絡電話 (077) 528 局 ○○○○ 番

公職選挙法施行令第110条の5第4項および公職選挙執行規程第33条第2項の規定により交付を受けた立札および看板の類に貼付する証紙について、立札および看板の類を掲示する事務所の所在地を下記のとおり異動したので、届け出ます。

記

1 異動箇所

新 大津市○○町○丁目○番○号 ○○方

旧 大津市△△町△丁目△番△号 △△方

2 異動年月日 令和 ○ 年 △ 月 × 日

備考 後援団体の代表者本人が申請する場合にあっては、本人確認書類の提示または提出を、その代理人が申請する場合にあっては、委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

15 政治団体の会計・経理

(1) 会計帳簿の備付けおよび記載

政治団体の会計責任者は、政治資金規正法第9条により会計帳簿を備え、これに全ての収入および支出ならびに金銭等の運用に関する事項を記載しなければならないことになっています。

また、政治団体の代表者または会計責任者と意思を通じて当該政治団体のためにされた金銭の支出も当該政治団体の支出に含まれます。

- ① 会計帳簿は、「収入簿」、「支出簿」および「運用簿」に分け、各項目ごとに記載します。
- ② 政治団体や公職の候補者は、政治資金に係る金銭等の運用については、次の方法以外は禁止されており、運用簿にはこれらの内容を記載しなければなりません。
 - (ア) 金融機関への預貯金
預貯金の種類・金融機関の名称・所在地・金額・年月日等
 - (イ) 国債証券等
種類・銘柄・取得先の名称・所在地・取得価額・年月日等
 - (ウ) 金銭信託
受託者の名称・所在地・金額・設定年月日および期間等
- ③ 会計帳簿および領収書は、収支報告書の要旨が公表された日から3年間保存しなければなりません。
- ④ 候補者等の選挙運動に関するものは、原則として公職選挙法に基づく「選挙運動費用収支報告書」へ記載されるものであり、政治団体の会計帳簿とは別ですので、両方に計上しないよう注意してください。

「収入簿」、「支出簿」および「運用簿」の様式および記載要領は次のページ以降を参照してください。

(様式)

1 収 入 簿

項 目	摘 要	金 額	年 月 日	備 考
1 個人の負担する党費又は会費	1 何 々 2 何 々 :			
	合 計			
2の1 寄附 (政党匿名寄附を除く。)				
(1) 個人からの寄附	1 何 々 2 何 々 :			
	小 計			
(2) 法人その他の団体からの寄附	1 何 々 2 何 々 :			
	小 計			
(3) 政治団体からの寄附	1 何 々 2 何 々 :			
	小 計			
	合 計			
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)				
(1) 個人によるもの	1 何 々 2 何 々 :			
	小 計			
(2) 法人その他の団体によるもの	1 何 々 2 何 々 :			
	小 計			
(3) 政治団体によるもの	1 何 々 2 何 々 :			
	小 計			
	(合 計)			
2の2 政党匿名寄附	1 何 々 2 何 々 :			
	合 計			
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入				
(1) 機関紙誌の発行业	1 何 々 2 何 々 :			
	小 計			
(2) 政治資金パーティー開催事業	1 何 々 2 何 々 :			
	小 計			

項 目	摘 要	金 額	年 月 日	備 考
(政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳)	(1) 何 々			
ア 個人からの対価の支払	① 何 々			
	② 何 々			
	:			
イ 法人その他の団体からの対価の支払	① 何 々			
	② 何 々			
	:			
ウ 政治団体からの対価の支払	① 何 々			
	② 何 々			
	:			
	計			
(政治資金パーティーの対価に係る収入のうち 対価の支払のあっせんによるものの内訳)				
ア 個人によるもの	① 何 々			
	② 何 々			
	:			
イ 法人その他の団体によるもの	① 何 々			
	② 何 々			
	:			
ウ 政治団体によるもの	① 何 々			
	② 何 々			
	:			
	(内訳の計)			
	(2) 何 々			
	:			
	(内訳の計)			
(3) その他の事業	1 何 々			
	2 何 々			
	:			
	小 計			
	合 計			
4 借入金	1 何 々			
	2 何 々			
	:			
	合 計			
5 本部又は支部から供与された交付金に係る 収入	1 何 々			
	2 何 々			
	:			
	合 計			
6 その他の収入	1 何 々			
	2 何 々			
	:			
	合 計			
収 入 の 総 額				

2 支 出 簿

支 出 の 目 的		金 額	年 月 日	支 出 を 受 け た 者 の 氏 名	備 考
項 目	摘 要				
1 経常経費					
(1) 人件費	1 何々々 2 何々々 :				
	合 計				
(2) 光熱水費	1 何々々 2 何々々 :				
	合 計				
(3) 備品・消耗品費	1 何々々 2 何々々 :				
	合 計				
(4) 事務所費	1 何々々 2 何々々 :				
	合 計				
	総 計				
2 政治活動費					
(1) 組織活動費	1 何々々 2 何々々 :				
	合 計				
(2) 選挙関係費	1 何々々 2 何々々 :				
	合 計				
(3) 機関紙誌の発行その他の 事業費					
ア 機関紙誌の発行事業費	1 何々々 2 何々々 :				
	小 計				
イ 宣伝事業費	1 何々々 2 何々々 :				
	小 計				
ウ 政治資金パーティー 開催事業費	1 何々々 2 何々々 :				
	小 計				

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
エ その他の事業費	1 何々々				
	2 何々々				
	:				
	小計				
(4) 調査研究費	1 何々々				
	2 何々々				
	:				
	合計				
(5) 寄附・交付金	1 何々々				
	2 何々々				
	:				
	合計				
(6) その他の経費	1 何々々				
	2 何々々				
	:				
	合計				
支出の総額					


3 運用簿

運用の目的		預入れ等に係る事項		払戻し等に係る事項				備考
項目	摘要	金額	年月日	金額 (a)	預入れ等に係る 金銭等の金額(b)	収入金額 (a)-(b)	年月日	
1 預金又は貯金	1 何々々							
	2 何々々							
	:							
2 国債証券等	1 何々々							
	2 何々々							
	:							
3 金銭信託	1 何々々							
	2 何々々							

(記載要領)

1 収入簿

- (1) 収入簿には、この様式に定める区分に従い、全ての収入を記載してください。なお、適宜、分冊して作成し、または、補助簿、日計表の類を使用してもさしつかえありません。
- (2) 収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の收受で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与し、または交付した金銭および有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の收受以外のものをいいます。なお、金銭以外の財産上の利益にあつては、これを時価に見積もった金額を記載するものとし、その根拠を「備考」欄に記載します。
- (3) 全ての収入は、個人が負担する党費または会費、寄附（法人その他の団体が負担する党費または会費を含む。以下同じ。）、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金、本部または支部から供与された交付金に係る収入およびその他の収入に分類して記載します。
- (4) 個人が負担する党費または会費については、その件数、金額および納入年月日を記載するものとし、その件数は、「摘要」欄に「甲他何名分」というように記載します。
- (5) 寄附（政党匿名寄附（寄附のうち、法第22条の6第2項に規定する政党または政治資金団体が街頭または一般に公開される演説会もしくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が千円以下のものをいう。以下同じ。）を除く。以下(7)を除き、1において同じ。）については、その寄附をした者の氏名、住所および職業（団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名。以下(6)において同じ。）、当該寄附の金額および年月日ならびに寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。イにおいて同じ。）であるときはその旨を記載します。なお、記載に当たっては、当該寄附を「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」または「政治団体からの寄附」に区分し、寄附者別に次の例により記載します。また、本部または支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないでください。
 - ア 個人からの寄附にあつては、寄附者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、寄附者の住所および職業を「備考」欄に「大津市〇〇町一丁目1番1号〇〇会館〇号室（甲会社社長）」というように記載します。

なお、特定寄附（法第19条の4に規定する寄附をいう。）については、個人からの寄附の項目に記載するものとし、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載します。
 - イ 法人その他の団体からの寄附については、寄附者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社（乙支店）」、「丙労働組合」というように記載し、寄附者の主たる事務所の所在地および代表者の氏名を「備考」欄に「大津市〇〇町一丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載します。なお、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載します。
 - ウ 政治団体からの寄附については、寄附者の名称を「摘要」欄に「甲党（滋賀県支部）」というように記載し、寄附者の主たる事務所の所在地および代表者の氏名を「備考」欄に「大津市〇〇町一丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載します。
- (6) 寄附のうち、寄附のあつせんをされたものについては、寄附のあつせんをした者の氏名、住所お

よび職業ならびに当該寄附のあつせんに係る寄附の金額、これを集めた期間およびこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は、寄附のあつせん者の氏名を「摘要」欄に記載し、住所および職業ならびに寄附を集めた期間を「備考」欄に記載します。

(7) 政党匿名寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額ならびに当該年月日および場所を記載するものとし、当該場所を「備考」欄に「大津市〇〇町一丁目〇〇駅前街頭」、「大津市〇〇町一丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように記載します。

(8) 機関紙誌の発行その他の事業による収入にあつては、その事業の種類ならびに当該種類ごとの金額および収入年月日を記載するものとし、記載の要領は、機関紙誌の発行事業および政治資金パーティー開催事業にあつては、事業の種類を「摘要」欄に「甲機関紙」、「乙機関雑誌」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、その他の事業にあつては、「その他の催物事業」というように記載します。また、政治資金パーティー開催事業について、他の政治団体と共同で開催した場合にあつては、その旨および当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載します。なお、政治資金パーティー開催事業の対価に係る収入の内訳を次により記載します。

ア 政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治資金パーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所および対価に係る収入の金額ならびに対価の支払をした者の氏名、住所および職業（対価の支払をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名。イにおいて同じ。）ならびに当該対価の支払に係る収入の金額および年月日を記載します。なお、当該対価の支払を「個人からの対価の支払」、「法人その他の団体からの対価の支払」または「政治団体からの対価の支払」に区分し、対価の支払者別に次の例により記載します。

(ア) 個人からの対価の支払にあつては、対価の支払をした者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、対価の支払をした者の住所および職業を「備考」欄に「大津市〇〇町一丁目1番1号〇〇会館〇〇号室（甲会社社長）」というように記載します。

(イ) 法人その他の団体からの対価の支払については、対価の支払をした者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社（乙支店）」、「丙労働組合」というように記載し、対価の支払をした者の主たる事務所の所在地および代表者の氏名を「備考」欄に「大津市〇〇町一丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載します。

(ウ) 政治団体からの対価の支払については、対価の支払をした者の名称を「摘要」欄に「甲党（滋賀県支部）」というように記載し、対価の支払をした者の主たる事務所の所在地および代表者の氏名を「備考」欄に、「大津市〇〇町一丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載します。

イ 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、対価の支払のあつせんをされたものについては、政治資金パーティーごとに、対価の支払のあつせんをした者の氏名、住所および職業ならびに当該対価の支払のあつせんに係る収入の金額、これを集めた期間およびこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は、対価の支払のあつせん者の氏名を「摘要」欄に記載し、住所および職業ならびに対価の支払を集めた期間を「備考」欄に記載します。

(9) 借入金については、その借入先、当該借入先ごとの金額および借入年月日を記載するものとし、借入先を「摘要」欄に「甲銀行（乙支店）」というように記載します。

(10) 当該政治団体の本部または支部から供与された交付金に係る収入については、その本部または支部の名称ならびに当該交付金の金額および供与を受けた年月日を記載するものとし、その本部または支部の名称を「摘要」欄に「甲党乙支部」というように記載し、その本部または支部の主たる事

務所の所在地および代表者の氏名を「備考」欄に「大津市〇〇町一丁目1番1号(甲野太郎)」というように記載します。

- (1) その他の収入については、その基因となった事実ならびにその金額および年月日を記載するものとし、その収入の基因となった事実を「摘要」欄に「甲銀行預金利子」、「乙発行債券譲渡益」、「金銭信託(丙信託銀行)運用益」というように記載します。
- (2) 収入簿は、毎年12月31日(解散等の場合には、その日)現在で締め切り、会計責任者において署名押印してください。
- (3) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載してもさしつかえありません。

2 支出簿

- (1) 支出簿には、この様式に定める区分に従い、全ての支出(当該政治団体のためにその代表者または会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。)を記載してください。なお、適宜、分冊して作成し、または、補助簿、日計表の類を使用してもさしつかえありません。
- (2) 支出とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与または交付で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭および有価証券の供与または交付以外のものをいいます。なお、金銭以外の財産上の利益にあつては、これを時価に見積もった金額を記載するものとし、その根拠を「備考」欄に記載します。
- (3) 全ての支出は、経常経費および政治活動費に分類し、さらに経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費および事務所費に分類し、政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金およびその他の経費に分類して記載します。
- (4) 全ての支出は、支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)を「支出を受けた者の氏名」欄に「甲野太郎」(団体にあつては「乙製本株式会社(丙支店)」)というように記載し、支出を受けた者の住所(団体にあつては、その主たる事務所の所在地)を「備考」欄に「大津市〇〇町一丁目1番1号」というように記載します。

なお、当該政治団体の本部または支部に対して交付金を供与した場合は、「支出を受けた者の氏名」欄に「Ⓞ甲党乙支部」というように記載します。

- (5) 経常経費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名および住所(団体にあつては、その名称および主たる事務所の所在地)ならびにその支出の目的、金額および年月日を記載します。

ア 人 件 費 政治団体の職員(機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。)に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類および健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいいます。

イ 光 熱 水 費 電気、ガス、水道の使用料およびこれらの計器使用料等をいいます。

ウ 備品・消耗品費 机、椅子、ロッカー、複写機、自動車(事務所に限る。)等の備品の類および事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいいます。

エ 事 務 所 費 事務所の借料損料(地代、家賃)、公租公課、火災保険料等の各種保険料、

電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいいます。

(6) 政治活動費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名および住所（団体にあっては、その名称および主たる事務所の所在地）ならびにその支出の目的、金額および年月日を記載します。

ア 組織活動費 当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類をいいます。
イ 選挙関係費 選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいいます。

ウ 機関紙誌の発行
その他の事業費

(ア) 機関紙誌の発行事業費 機関紙誌の発行に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいいます。
(イ) 宣伝事業費 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいいます。
(ウ) 政治資金パーティー開催事業費 政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類をいいます。
(エ) その他の事業費 上記の(ア)、(イ)および(ウ)以外の諸事業に要する経費をいいます。

エ 調査研究費 政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいいます。

オ 寄附・交付金 政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部または支部に対して供与した交付金、負担金の類をいいます。

カ その他の経費 その他上記以外の政治活動に要する経費をいいます。

(7) 支出簿は、毎年12月31日（解散の場合には、その日）現在で締め切り、会計責任者において署名押印してください。

(8) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載してさしつかえありません。

3 運用簿

(1) 運用簿には、この様式に定める区分に従い、法第8条の3各号に掲げる方法による運用に関する事項を記載します。なお、適宜、分冊して作成し、または、補助簿、日計表の類を使用してもさしつかえありません。

(2) 運用とは、金銭等を法第8条の3各号に掲げる方法により他の財産の形態に変えることをいいます。

(3) 預入れ等に係る事項とは、預金（普通預金および当座預金を除く。以下同じ。）または貯金（普通貯金を除く。以下同じ。）の銀行その他の金融機関への預入れに係る事項、国債証券等（国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還および利息の支払について政府が保証する債券をいう。）または銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫もしくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行す

る債券をいう。以下同じ。)の取得に係る事項および金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関への金銭信託(元本補てんの契約のあるものに限る。以下同じ。)に係る事項をいいます。

- (4) 払戻し等に係る事項とは、預け入れた預金または貯金の払戻しに係る事項、取得した国債証券等の譲渡または償還に係る事項および信託した金融信託の信託終了に係る事項をいいます。
- (5) 収入金額とは、払戻し等に係る金銭等の金額から預入れ等に係る金銭等の金額を差し引いた金額をいいます。
- (6) 預金または貯金については、これを預け入れたときは当該預金または貯金の種類、預け入れた金融機関の名称および所在地ならびに預入れの金額および年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該預金または貯金の種類を「摘要」欄に「定期預金(1年)」というように記載し、金融機関の名称および所在地を「備考」欄に「甲銀行(乙支店)、大津市〇〇町一丁目1番1号」というように記載します。また、これを払戻しを受けたときは当該預金または貯金の種類、払戻しを受けた金融機関の名称および所在地ならびに払戻しの金額、預入れの金額、収入金額および年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該預金または貯金の種類を「摘要」欄に「定期預金(1年)」というように記載し、金融機関の名称および所在地を「備考」欄に「甲銀行(乙支店)、大津市〇〇町一丁目1番1号」というように記載します。
- (7) 国債証券等については、これを取得したときは当該国債証券等の種類および銘柄、取得先の氏名または名称および住所または所在地ならびに取得の価額および年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該国債証券等の種類および銘柄を「摘要」欄に「長期国債(10年)」というように記載し、取得先の氏名または名称および住所または所在地を「備考」欄に「甲野太郎、大津市〇〇町一丁目1番1号」、「甲銀行(乙支店)、大津市〇〇町一丁目1番1号」というように記載します。また、これを譲渡し、または償還を受けたときは当該国債証券等の種類および銘柄、譲渡先の氏名または名称および住所または所在地ならびに譲渡の価額、取得の価額、収入金額および年月日または償還を受けた価額、取得の価額、収入金額および年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該国債証券等の種類および銘柄を「摘要」欄に「長期国債(10年)」というように記載し、譲渡先の氏名または名称および住所または所在地を「備考」欄に「甲野太郎、大津市〇〇町一丁目1番1号」、「甲銀行(乙支店)、大津市〇〇町一丁目1番1号」というように記載します。
- (8) 金銭信託については、これを信託したときは当該金銭信託の受託者の名称および所在地、信託した金銭の額ならびに信託の設定年月日、期間および種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類および期間を「摘要」欄に「ビッグ(2年)」というように記載し、受託者の名称および所在地を「備考」欄に「甲信託銀行(乙支店)、大津市〇〇町一丁目1番1号」というように記載します。また、これが終了したときは当該金銭信託の受託者の名称および所在地、委託者に帰属した金銭の額、信託した金銭の額および収入金額ならびに信託の終了年月日、期間および種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類および期間を「摘要」欄に「ビッグ(2年)」というように記載し、受託者の名称および所在地を「備考」欄に「甲信託銀行(乙支店)、大津市〇〇町一丁目1番1号」というように記載します。
- (9) 運用簿は、毎年12月31日(解散等の場合は、その日)現在で締め切り、会計責任者において署名押印してください。
- (10) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載してもさしつかえありません。

(2) 収支報告書の提出

政治団体の会計責任者は、毎年12月31日現在で、その年(1月1日～12月31日)の全ての収入・支出について収支報告書を作成し、翌年3月末日(国会議員関係政治団体にあつては5月末日)までに県選挙管理委員会へ提出することが義務付けられています。^(※)

(※) この間に、国政選挙の期間がかかる場合には4月末日(国会議員関係政治団体にあつては6月末日)までとなります。

- ① 収支報告書は、1年間、その団体に収支がない場合でも提出する必要があります。
- ② 収支報告書を2年続けて提出期限までに提出しない政治団体は、政治資金規正法第17条第2項該当団体として、設立届のない団体とみなされます。

したがって、政治資金規正法第17条第2項該当団体となって以後は、政治活動(選挙運動を含む。)のために、いかなる名義をもってするを問わず寄附を受け、または支出をすることが禁止されます。

収支報告書の記載については、当委員会発行の「収支報告書記載例」を参照してください。

(3) 収支報告書要旨の公表

- ① 政治団体が毎年作成し、県選挙管理委員会または総務大臣に提出した収支報告書は、県選挙管理委員会所管の政治団体にあつては「滋賀県公報」に、総務大臣所管の政治団体にあつては「官報」への掲載等により、公表されます。^(※)

- ② 収支報告書の保存および閲覧等

収支報告書は、その要旨を公表した日から3年間保存され、誰でも提出された収支報告書の閲覧または写しの交付を請求することができるようになっています。

閲覧場所は、県選挙管理委員会が所管する団体は県選挙管理委員会、総務省が所管する団体は総務省です。

写しの交付を請求する場合は、県選挙管理委員会が所管する団体は県選挙管理委員会に、総務省が所管する団体は総務省に、交付請求書を提出し、所定の手数料を納付する必要があります。

※県選挙管理委員会が所管する団体に係る収支報告書については、令和4年11月30日公表分より、従来の「滋賀県公報」に要旨を掲載する方法にかえて、全ての政治団体に係る収支報告書をインターネットで公表する方法に変更しました。

各 種 様 式 集

政治団体設立届

国会議員関係政治団体に該当する旨の通知

被 推 薦 書

国会議員氏名届

政党の状況等に関する届

支 部 証 明 書

届出事項の異動届

国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知

政治団体解散（目的解消）届

資金管理団体指定届

資金管理団体届出事項の異動届

資金管理団体指定取消届

資金管理団体でなくなった旨の届

証紙交付申請書（候補者用）

証紙交付申請書（後援団体用）

立札・看板の異動届（候補者用）

立札・看板の異動届（後援団体用）

寄附金（税額）控除のための書類

政治団体設立届

令和 年 月 日

総務大臣様
滋賀県選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

名称 (ふりがな)	政治団体の区分		
	<input type="checkbox"/> 政党の支部 <input type="checkbox"/> 政治資金団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部		
	国会議員関係政治団体の区分		
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体			
目的	別紙のとおり	組織年月日	令和 年 月 日
主たる事務所の所在地	(〒) (電話)		
主たる活動区域			
代表者	氏名(ふりがな)	〒・住所・電話	(生年月日)
		(〒) (電話)	(選任年月日)
会計責任者	(〒) (電話)		
会計責任者の職務代行者	(〒) (電話)		
支部の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	課税上の優遇措置の適用関係の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類		
政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名(ふりがな)	公職の候補者に係る公職の種類	

(備 考)

- 1 政治団体の支部にあつては、「名称」欄にその名称を記載するとともに、当該支部を支部とする政治団体の名称を「(本部) 何々」の例により記載すること。
- 2 「□」内には、該当するものに「√」を記入することとし、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「√」を記入するとともに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の該当する「□」にも「√」を記入すること。
- 3 「組織年月日」欄には、政治団体の組織の日または法第3条第1項各号または第5条第1項各号の団体となった日を記載すること。なお、法第18条の2第1項の規定による政治団体（以下「特定パーティー開催団体」という。）にあつては、政治団体とみなされることとなった日を記載すること。
- 4 「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「滋賀県〇〇市〇〇町一丁目1番1号〇〇会館〇〇号室」、「滋賀県〇〇郡〇〇町大字〇〇111番地〇〇方」というように詳細に記載すること。
- 5 「主たる活動区域」欄には、例えば、「滋賀県」、「甲郡」、「乙町および丙町」というように具体的に記載すること。なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催する政治資金パーティーの開催場所を、例えば、「滋賀県〇〇市〇〇町一丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載すること。
- 6 「課税上の優遇措置の適用関係の有無」とは、租税特別措置法第41条の18第1項各号のいずれかに該当するか否かにより記入し、「有」の場合は、衆議院議員または参議院議員に係る公職の候補者を支持または推薦することを本来の目的とする政治団体にあつては「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を、県議会議員または知事に係る公職の候補者を支持または推薦することを本来の目的とする政治団体にあつては、「被推薦書」を添付すること。
なお、租税特別措置法第41条の18の規定の適用を受ける（課税上の優遇措置を受ける）団体は、以下の団体に限られる。
 - ① 政党
 - ② 政治資金団体
 - ③ 政治資金規正法第3条第1項第1号に掲げる団体で、衆議院議員もしくは参議院議員が主宰するものまたはその主要な構成員が衆議院議員もしくは参議院議員であるもの
 - ④ 政治資金規正法第3条第1項第2号に掲げる団体で、衆議院議員、参議院議員、県議会議員または知事に係る公職の候補者を推薦または支持するもの
- 7 「代表者である公職の候補者に係る公職の種類」欄および「公職の候補者に係る公職の種類」欄には、衆議院議員または参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者および候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 8 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面および本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 9 政党、政治資金団体またはその他の政治団体がこの届出をする際には、法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書を併せて提出すること。政党の支部にあつては、綱領、党則、規約の他に、「政党の状況等に関する届」および「支部証明書」を提出すること。なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書を併せて提出すること。

国会議員関係政治団体に該当する旨の通知

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名 様

公職の種類

氏 名 ⑩

住 所

貴団体は、私を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体として、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に令和 年 月 日から該当するため同法第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をする必要があるため、同法第19条の8第1項の規定により通知します。

(備 考)

- 1 「公職の種類」には、衆議院議員または参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者および候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 2 「氏名」欄は、記名押印または署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 国会議員関係政治団体に該当することとなった年月日には、衆議院議員もしくは参議院議員に係る公職の候補者となった日または政治団体から本来の目的として推薦し、もしくは支持されることとなった日のいずれか遅い日を記載すること。
- 4 公職の種類に異動があった場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類および異動年月日を「衆議院議員（候補者等）（〇年〇月〇日から）」の例により記載すること。

被 推 薦 書

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名 様

公職の種類

氏 名 ⑩

住 所

私は、令和 年 月 日から貴団体の推薦（支持）を受けています。

（備 考）

- 1 「公職の種類」には、都道府県の議会の議員または長の区分により、その職にある者にあつては「滋賀県議会議員（現職）」、その職の候補者および候補者となろうとする者にあつては「滋賀県議会議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 2 「氏名」欄は、記名押印または署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 被推薦者が多数の場合には、別紙として添付すること。
- 4 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類および異動年月日を「滋賀県議会議員（候補者等）（○年○月○日から）」の例により記載すること。

国会議員氏名届

令和 年 月 日

総務大臣様
滋賀県選挙管理委員会

政党団体の名称

主宰者（主要な構成員）である衆議院議員または、参議院議員の氏名について、下記のとおり届け出ます。

記

区分	氏名	衆議院議員または 参議院議員の別
主宰者		衆 ・ 参
主要な構成員の氏名		衆 ・ 参
〃		衆 ・ 参
〃		衆 ・ 参
〃		衆 ・ 参
〃		衆 ・ 参

（備考）

- 1 氏名を記載し、衆・参のいずれかに○を付すこと。
- 2 主要な構成員が多数の場合は、別紙として添付すること。

政党の状況等に関する届

令和 年 月 日

総務大臣様
滋賀県選挙管理委員会

政党の支部の名称

本支部を支部とする政党の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

本支部を支部とする政党	名称	
	主たる事務所の所在地	
	主たる活動区域	
1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部		<input type="checkbox"/>

(備考)

- 「本支部を支部とする政党」欄には、当該支部を支部とする政党の名称、主たる事務所の所在地および主としてその活動を行う区域を記載すること。
- 1以上の市町村の区域または選挙の区域を単位として設けられる支部にあつては、「□」内に「✓」を記入すること。

支 部 証 明 書

政党の支部の名称

主たる事務所の所在地

主たる活動区域

上記の支部は、本政党の _____ を単位として設けられる支部であることを証明する。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

政 党 の 名 称

主たる事務所の所在地

代 表 者 の 氏 名

⑩

(備 考)

- 1 1以上の市町村の区域または選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「本政党の〇〇県
〇〇市を単位として設けられる支部」というように記載すること。
- 2 「代表者の氏名」欄は、記名押印または署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

届出事項等の異動届

令和 年 月 日

総務大臣様
滋賀県選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

{ 政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項
政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容 } に異動があったので、

同法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動事項および異動年月日

(1) 異動事項……① 名称 ② 事務所の所在地 ③ 代表者 ④ 会計責任者
⑤ 会計責任者の職務代行者 ⑥ 綱領、党則、規約
⑦ その他 ()

(2) 異動年月日……令和 年 月 日

2 内 容

(1) 新

ふりがな 名称				
事務所の 所在地	(〒 -)		(電話 - -)	
代表者	(氏名 ふりがな)	(住所) 〒 - (電話 - -)	(生年月日)	(選任年月日)
会計責任者	(氏名 ふりがな)	(住所) 〒 - (電話 - -)	(生年月日)	(選任年月日)
会計責任者の 職務代行者	(氏名 ふりがな)	(住所) 〒 - (電話 - -)	(生年月日)	(選任年月日)
その他				

(2) 旧

ふりがな 名称				
事務所の 所在地	(〒 -)		(電話 - -)	
代表者	(氏名 ふりがな)	(住所) 〒 - (電話 - -)	(生年月日)	(選任年月日)
会計責任者	(氏名 ふりがな)	(住所) 〒 - (電話 - -)	(生年月日)	(選任年月日)
会計責任者の 職務代行者	(氏名 ふりがな)	(住所) 〒 - (電話 - -)	(生年月日)	(選任年月日)
その他				

(備 考)

- 1 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面および本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 該当する事項のみ記入すること。
- 3 「異動事項」欄は該当する事項に○印を付し、①～⑤および⑦の場合はその内容を「内容」欄に記入すること。
- 4 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約、その他の政令で定める文書(法第18条の2第1項の規定による政治団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書)の内容のうち、令第5条第4号に掲げる文書の内容に異動があつた場合には、別紙に必要事項を記載の上、提出すること。それ以外の文書の内容に異動があつた場合には、異動後の文書を提出すること。
- 5 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の届出をする場合には当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 6 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあつては同号の公職の候補者の氏名および当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。

別 紙

1 支部の数

新

旧

2 異動の内容

(設立した支部)

名 称	主たる事務所の所在地	主たる活動区域	1以上の市町の区域等を単位として設けられる支部
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>

(解散した支部)

名 称	主たる事務所の所在地	主たる活動区域	1以上の市町の区域等を単位として設けられる支部
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>

(異動があった支部)

支部の名称		名 称	主たる事務所の所在地	主たる活動区域	1以上の市町の区域等を単位として設けられる支部
	新				<input type="checkbox"/>
	旧				<input type="checkbox"/>

(備 考)

- 1 異動の内容については、設立した支部、解散した支部、異動のあった支部ごとにまとめて記載すること。
- 2 1以上の市町の区域または公職選挙法第12条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「□」内に「√」を記入すること。
- 3 記載の順序は、「都道府県の区域において主としてその活動を行う支部」および「2以上の都道府県の区域にわたり、または主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において、主としてその活動を行う支部」の順とし、それぞれ主たる事務所の所在地の都道府県ごとにまとめて記載すること。

国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名 様

氏 名 ⑩

住 所

私が、衆議院議員または参議院議員に係る公職の候補者でなくなったことにより、貴団体は、令和 年 月 日に政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体に該当しなくなったため同法第 7 条第 1 項の規定による届出をする必要があるため、同法第 19 条の 8 第 2 項の規定により通知します。

(備 考)

- 1 この通知は、法第 19 条の 8 第 1 項の規定による通知をした者が行うこと。
- 2 「氏名」欄は、記名押印または署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 国会議員関係政治団体に該当しなくなった年月日には、衆議院議員または参議院議員に係る公職の候補者でなくなった日を記載すること。

政治団体 解散届 目的解消

令和 年 月 日

総務大臣様
滋賀県選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

会計責任者の氏名

令和 年 月 日に解散した政治団体でなくなったので、政治資金規正法第17条第1項の規定により届け出ます。

(備考)

- 1 「解散」または「目的解消」および「解散した」または「政治団体でなくなった」は、いずれか不要文字を抹消すること。
- 2 代表者および会計責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示または提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面および本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、代表者および会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 この届出をする場合には、同時に、法第17条第1項に規定する収入および支出ならびに資産等に関する事項を記載した報告書を提出すること。

資金管理団体指定届

令和 年 月 日

総務大臣様
滋賀県選挙管理委員会

公職の種類

氏名

住所

令和 年 月 日に資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、政治資金規
正法第 19 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

資金管理団体の名称	
主たる事務所の所在地	
代表者の氏名	

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏名

(備考)

- 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面および本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 「公職の種類」欄には、衆議院議員、参議院議員または地方公共団体の議会の議員もしくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあつては「衆議院議員 滋賀県第〇区選挙区（現職）」、その職の候補者または候補者となろうとする者にあつては「滋賀県議会議員 〇〇市選挙区（候補者等）」の例により記載すること。
- 資金管理団体として指定するに当たっては、政治資金規正法第 19 条の 2 の 2 の規定により、資金管理団体は、不動産（土地もしくは建物の所有権または建物の所有を目的とする地上権もしくは土地の賃借権をいう。）を取得し、または保有してはならないこととされていることに留意すること。

資金管理団体届出事項の異動届

令和 年 月 日

総務大臣様
滋賀県選挙管理委員会

氏名

住所

資金管理団体の名称

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第19条第3項第3号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異動事項および異動年月日

- (1) 異動事項……① 公職の種類 ② 資金管理団体の名称
③ 主たる事務所の所在地 ④ 代表者
- (2) 異動年月日……令和 年 月 日

内容

(1) 新

公職の種類	
資金管理団体の名称	
主たる事務所の所在地	
代表者の氏名	

(2) 旧

公職の種類	
資金管理団体の名称	
主たる事務所の所在地	
代表者の氏名	

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏名

(備 考)

- 1 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 2 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面および本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 該当する事項のみ記入すること。
- 4 「異動事項」欄は該当する事項に○印を付し、その内容を「内容」欄に記入すること。
- 5 「公職の種類」欄には、衆議院議員、参議院議員または地方公共団体の議会の議員もしくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあつては「衆議院議員 滋賀県第○区選挙区（現職）」、その職の候補者または候補者となろうとする者にあつては「滋賀県議会議員 ○○市選挙区（候補者等）」の例により記載すること。
- 6 法第6条の規定に基づく当該政治団体の届出事項に異動がある場合は、法第7条の規定に基づく当該政治団体に係る届出事項等の異動届も併せて提出すること。

資金管理団体指定取消届

令和 年 月 日

総務大臣様
滋賀県選挙管理委員会

氏名

住所

令和 年 月 日に下記の政治団体に対する資金管理団体の指定を取り消したので、政治資金規正法第19条第3項第1号の規定により届け出ます。

記

公職の種類	
資金管理団体の名称	
主たる事務所の所在地	

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏名

(備考)

- この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面および本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 「公職の種類」欄には、衆議院議員、参議院議員または地方公共団体の議会の議員もしくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあつては「衆議院議員 滋賀県第〇区選挙区（現職）」、その職の候補者または候補者となろうとする者にあつては「滋賀県議会議員 〇〇市選挙区（候補者等）」の例により記載すること。

資金管理団体でなくなった旨の届

令和 年 月 日

総務大臣様
滋賀県選挙管理委員会

氏名

住所

下記の政治団体は、令和 年 月 日に（ ）により、資金管理団体でなくなったため、政治資金規正法第19条第3項第2号の規定により届け出ます。

記

公職の種類	
資金管理団体の名称	
主たる事務所の所在地	

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏名

(備考)

- この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。ただし、当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者が行うこと。
- 資金管理団体の届出をした者(当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者)本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面および本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者(当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者)本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- ()には、「資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと」、「資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなったこと」、「解散したこと」、または「法第19条第1項に規定する政治団体でなくなったこと」のいずれかを記載すること。
- 資金管理団体の届出をした者が死亡した場合にあっては、()内には「資金管理団体の届出をした者が死亡したこと」と記載すること。
- 「公職の種類」欄には、衆議院議員、参議院議員または地方公共団体の議会の議員もしくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあつては「衆議院議員 滋賀県第〇区選挙区(現職)」、その職の候補者または候補者となろうとする者にあつては「滋賀県議会議員 〇〇市選挙区(候補者等)」の例により記載すること。

- 6 法第6条の規定に基づく当該政治団体の届出事項に異動がある場合は、法第7条の規定に基づく当該政治団体に係る届出事項等の異動届を併せて提出すること。
- 7 当該政治団体が解散し、または目的の変更その他により政治団体でなくなったときは、法第17条第1項の規定に基づく解散届または目的解消届を併せて提出すること。

(申請者が公職の候補者等の場合における証紙交付申請書)

証紙交付申請書

年 月 日

滋賀県選挙管理委員会委員長 様

候補者等氏名

住 所

連絡電話 () 局 番

公職選挙法施行令第110条の5第4項の証紙の交付を受けたいので、同条第5項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 公職の種類

2 証紙交付申請枚数枚

(申請者が後援団体の場合における証紙交付申請書)

証紙交付申請書

年 月 日

滋賀県選挙管理委員会委員長 様

後援団体の名称

代表者の氏名

主たる事務所の所在地

連絡電話 () 局 番

公職選挙法施行令第110条の5第4項の証紙の交付を受けたいので、同条第5項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 推薦し、または支持する候補者等の氏名、住所および公職の種類

氏 名

住 所

公職の種類

- 2 政治団体としての届出先 滋賀県選挙管理委員会

- 3 証紙交付申請枚数 枚

備考 1 「公職の種類」には、衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員、滋賀県議会議員および滋賀県知事の区分により、その職にある者にあつては「衆議院（小選挙区選出）議員（現職）」、その職の候補者となろうとする者にあつては「衆議院（小選挙区選出）議員（立候補予定）」の例により記載すること。

2 後援団体の代表者本人が申請する場合にあつては、本人確認書類の提示または提出を、その代理人が申請する場合にあつては、委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

(候補者等用立札看板(事務所)の異動届)

年 月 日

滋賀県選挙管理委員会委員長 様

候補者等氏名

住 所

連絡電話 () 局 番

公職選挙法施行令第110条の5第4項および公職選挙執行規程第33条第2項の規定により交付を受けた立札および看板の類に貼付する証紙について、立札および看板の類を掲示する事務所の所在地を下記のとおり異動したので、届け出ます。

記

1 異動箇所

新

旧

2 異動年月日 年 月 日

備考 公職の候補者等本人が申請する場合にあっては、本人確認書類の提示または提出を、その代理人が申請する場合にあっては、委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、公職の候補者等本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

(後援団体用立札看板(事務所)の異動届)

年 月 日

滋賀県選挙管理委員会委員長 様

後援団体の名称

代表者の氏名

事務所の所在地

連絡電話 (.....) 局.....番

公職選挙法施行令第110条の5第4項および公職選挙執行規程第33条第2項の規定により交付を受けた立札および看板の類に貼付する証紙について、立札および看板の類を掲示する事務所の所在地を下記のとおり異動したので、届け出ます。

記

1 異動箇所

新

旧

2 異動年月日 年 月 日

備考 後援団体の代表者本人が申請する場合にあっては、本人確認書類の提示または提出を、その代理人が申請する場合にあっては、委任状の提示または提出および当該代理人の本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

(確認欄)

寄附金（税額）控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏名								
住所								
寄附金の額		百万	十万	万	千	百	十	円
寄附年月日	年 月 日							

(寄附を受けた団体)

名称		
所在地		
団体の区分 (いずれか該当するもの番号を○で表示)	政党又は政治資金団体 (租税特別措置法第41条の18) 第1項第1号又は第2号	左記以外の特定の政治団体 (租税特別措置法第41条の18) 第1項第3号又は第4号
	1	2
租税特別措置法第41条の18 第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な 構成員である国会議員の氏名	
租税特別措置法第41条の18 第1項第4号該当の場合 (同号イ該当の場合は(2)の 記載は必要ありません。)	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した 選挙名及び立候補年月日	選挙 年 月 日

(寄附を受けた個人)

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した 選挙名及び立候補年月日	選挙 年 月 日
住所		

(寄附の内訳)

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
. .	円	. .	円	. .	円
. .	円	. .	円	. .	円
. .	円	. .	円	. .	円
. .	円	. .	円	. .	円
. .	円	. .	円	. .	円